

第80回 佐用町議会〔定例〕会議録 （第3日）

平成30年3月14日（水曜日）

出席議員 (12名)			2番	千 種 和 英
	3番	小 林 裕 和	4番	廣 利 一 志
	5番	竹 内 日 出 夫	6番	石 堂 基
	7番	岡 本 義 次	8番	金 谷 英 志
	9番	山 本 幹 雄		
	11番	石 黒 永 剛	12番	西 岡 正
	13番	平 岡 き ぬ ゑ	14番	岡 本 安 夫
欠席議員 (2名)	1番	加 古 原 瑞 樹	10番	矢 内 作 夫
遅刻議員 (名)				
早退議員 (名)				

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	尾崎文昭	書記	鎌田康正
	書記	高橋真弓		
説明のため出席 した者の職氏名 (19名)	町長	庵途典章	副町長	坪内頼男
	教育長	平田秀三	総務課長	森下守
	企画防災課長	久保正彦	税務課長	安東文裕
	住民課長	敏蔭高弘	健康福祉課長	大永克司
	高年介護課長	藤木卓	農林振興課農林 水産振興室長	衣笠俊博
	商工観光課長	中石嘉勝	建設課長	横山重明
	上下水道課長	森田善章	上月支所長	和田始
	南光支所長	阿山安秀	三日月支所長	船引和範
	会計課長	高見寛治	教育課長	谷口俊廣
	生涯学習課長	服部憲靖		
欠席者 (1名)	農林振興課長	加藤逸生		
遅刻者 (名)				
早退者 (名)				
議事日程	別紙のとおり			

【本日の会議に付した案件】

日程第1. 一般質問

午前10時00分 開議

議長（岡本安夫君） 皆さん、おはようございます。先週、中学校の卒業式がありました。その時は、本当にこう大変寒かったんですけども、暑さ寒さも彼岸までと申しましょうか、一週間後には春分の日ということなのですけども、今週あたりから非常に暖かくなりました。そういう点で、逆にですね寒暖の差が激しいということで、いろいろと体調管理には難し時かと思えます。

国会のほうでは森友問題から発生する、いわゆる財務省の文書の書きかえということで、非常に紛糾しておりますけれども、いずれにしても、議員並びに当局の皆さんには、おそろいでご出席を賜り、まことに御苦労さまです。

それでは、ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、矢内議員より入院治療のため、また、加古原議員は病気治療のため欠席届が提出されており受理しています。

また、地方自治法第121条の規定により出席を求めておりました農林振興課長より告別式へ出席のため本日の会議について欠席届が提出され受理し、農林水産振興室長の代理出席を許可しておりますので報告しておきます。

傍聴者におかれましては、傍聴中守らなければならない事項を遵守していただき、静粛に傍聴いただきますようお願いいたします。

それでは、直ちに日程に入ります。

日程第1. 一般質問

議長（岡本安夫君） 日程第1は、一般質問であります。

9名の議員から質問の通告を受けておりますが、先ほど申し上げましたように加古原議員が欠席でございますので、本日、石黒議員、千種議員の順序を繰り上げ、通告に基づき順次議長より指名します。

まず、初めに7番、岡本義次君の発言を許可します。

〔7番 岡本義次君 登壇〕

7番（岡本義次君） 皆さん、おはようございます。7番議席、岡本義次でございます。

今年の冬は殊のほか寒い厳しい冬でございました。温度があまり下がりすぎると雪が降らないという珍現象もありましたけれど、山陰、北陸では車が埋まるほどたくさんの雪が降りまして、1,500台のトラック等大きな車が立ち往生をしておりましたけれど、こころへんについては、そんなに降らずにありがたいことだと思っております。

梅一輪、一輪ほどの暖かさということで、大分温かくなりして梅のかぐわしいにおいが漂っております。

ウグイスも鳴きはじめ春が来たなという感じがしてまいりました。

本日は、3件の一般質問をさせていただきます。

1 件目は、運転できない町民の足の確保をどうするのかということでございます。

2 件目は、ドローンを使って町の活性化を。

3 件目は、町の用地活用や山林の今後どうするのか。

その2つ、3 件目につきましては、議員席からの質問といたします。

それでは、1 件目の運転できない町民の足の確保をどうするのかということで質問いたします。

歳老いて運転免許を返納されている町民が増えております。

町では、さよさよサービスとかタクシー運賃助成で対応しておりますが、病院、通院、買い物、役場に用があつて、割り当ての枚数が足りないと言われております。

そこで次のことを町長に伺っていきます。

1、さよさよサービスやタクシー運賃の助成利用券の枚数は増やせないのでしょうか。

2 件、前日の電話は当日でもできないのでしょうか。

3 件目、2 日おきのローテーションを毎日にはできないのでしょうか。

4 件目、例えば、前、神姫バスが走っておりました時には、上郡から佐用、佐用から大原へ走っておりました、そういうような感じで、大酒・小赤松・家内・久崎・円光寺・下上月・中上月・上上月・そして早瀬とか、そういう停留所まで、その集落の方が歩いて出てもらって、そういうバスのとまる所を決めておいて、そういうマイクロバスを1 日に何便かでも走らせることができないのでしょうか。そこらへんについて伺います。

それから、5 件目としては、病院のバスがあちらこちらと走っております。そういう病院と提携して、その病院のバスにも何らか利用、一緒に共同でも乗れないのかと、そこらへんについて伺っていきます。

ここからの質問といたします。

議長（岡本安夫君） はい、町長、答弁をお願いします。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） 皆さん、改めまして、おはようございます。

この3 月議会におきまして一般質問9 名の議員の方から質問の通告をいただいておりますけれども、先ほど、議長が御挨拶の中にありました。加古原議員がインフルエンザで欠席ということでもあります。非常に気温が暖かくなってきたんですけれども、まだ、学校のほうでもインフルエンザで子供たちが休んだりというようなこともあるようでもあります。

それぞれ、気温の寒暖差が激しいということで、体調管理にそれぞれお気をつけいただきたいと思っております。

それでは、まず、一般質問、最初の岡本議員からのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、1 点目の車が運転できない町民の交通の確保をどうするかという点についてのご質問でございます。

1 点目のさよさよサービスやタクシー運賃助成利用券の枚数は増やせないかということについてでございますが、これは岡本議員も、これも前からお話しさせていただいておりますので十分ご存じだと思うんですけれども、さよさよサービスにつきましては、枚数の制限等はありません。必要な時に誰でも、それぞれ十分に何回でも使っていただければいいわけです。

このさよさよサービスの運行につきましては、町社会福祉協議会で運行をしていただいております。公共交通空白地の有償運送事業ということについて、町から社会福祉協議

会に補助金を交付をして、それで運行をしていただいております。

利用対象者は、65歳以上の高齢者、介護認定を受けている方で、身体障害者手帳1種、もしくは1級から3級をお持ちの方、また、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方、さらに中学生や高校生につきましても、1冊で10回利用できる利用券というものを3,000円で購入をしていただいております。

また、小学生につきましてもは1,500円ということといたしております。

これ以外の交通に困っている方、これは誰でもということですが1冊4,000円の利用券を購入していただいております。先ほど申しましたように、この利用券の枚数については、これを増やせないかというご質問なんですけれども、この利用につきましてもは枚数の制限は設けておりませんので、皆さん、十分にもっと使っていただきたいというふうに思います。

ただ、タクシーの運賃助成事業につきましてもは、運賃助成事業実施要綱に基づきまして、町内のタクシー業者へ委託事業として実施をいたしております。

この利用につきましてもは、平成24年からお一人年間3冊まで購入ができるようにしております。平成29年におきまして、680名の方が延べ1,401冊購入いただいております。そのうち3冊を購入された方が246名ということになっておりまして、購入者全体の36.2パーセントというふうな状況になっております。

外出支援事業として、さよさよサービス補助事業とタクシー運賃助成事業、それぞれ公平性を保ちながらサービスを提供して、今後も利用促進を図り、必要な方、多くの方にご利用し、活用をいただきたいと考えておりますので、タクシー助成券の回数制限につきましてもは、年間3冊ということで30回の利用ができるわけでありまして、利用状況、販売実績などから見て、現状の制度を、これは維持をしていきたいと考えております。

次に、2点目の電話は当日でもできないのかという点と、3点目の2日おきのローテーションを毎日できないかということですが、これも、これまでいろいろと、ほかの議員からの質問にもお答えをさせていただいたところでもあります。2点合わせてお答えをさせていただきます。

さよさよサービスにつきましてもは、多くの方が通院や買い物などに利用をいただいております。町内を2つの地域に分けた隔日運行が定着をしております。

運行車両や運転手の効率的な配置や事業運営により安心してご利用していただける確実性の高い送迎を確保するためには、前日の電話予約をしていただくことが必要であり、これは利用者の方にとっても、確実に玄関先まで迎えに行くということで、これは利用者の方のご協力をお願いしたいと思います。

また、毎日の運行ということにつきましてもは、町内のタクシー事業者の経営を、これを毎日運行すれば、一層、圧迫をします。地域交通対策会議におきましても隔日運行することによってタクシー事業者の理解と協力をいただいているということでもありますので、そうした他の交通機関、タクシー等をご利用をいただきながら、現在の体制による、さよさよサービスの運行が継続して、これを実施できるように利用者の方にもご協力をいただきたいと考えております。

また、4点目の大酒から海内とか、本郷谷ー志文ー佐用間とか、そうした船越ー徳久ー佐用間、それぞれ停留所をつくって、定時運行ができないかということでもありますけれども、これも、これまで、こうした運行をした時に、なかなか利用者の方が、その時間にある程度事前に待って、また、その停留所まで出向いていかなきゃいけない。高齢者にとっては、非常に大きなこれも負担にもなります。そういうことで、門先から、また、利用するところまでお迎えに行くという方式というのは、利用者にとっても非常に負担の少ない、

また、確実に運行ができる形態でありますので、こういう逆に、こうした路線を設けてするという自体は、非常に不効率でもあり、利用者にとって決して便利な方法にはならないというふうに考えております。

5点目の病院のバスが町内を走っております。病院と提携しそれらに乗せてもらうことができないかということでございますけれども、これは、中央病院やさかいクリニックの患者さんの送迎車両のことを言われているのかと思いますけれども、これらの送迎車両は、あくまでも病院などが自らの施設を利用させていただく方のために無償により送迎をされているものであります。その車両に有償で他の目的の利用者を乗せることは、輸送の安全性の確保や、また、道路運送法の許認可の点におきまして、これは現実的に困難であります。

また、他の目的の利用者を無償により同乗させることは、本来の利用者の運行に支障を来すことも予想されますので、運行をしている病院やタクシー会社などの了解等も、当然これも得られるとは思いません。佐用町内のそうした公共交通の確保ということにつきましては、佐用町におきまして、他の市町と比べていただいて、きめ細かな交通対策を実施しているというふうに、私は考えておりますけれども、まだ、町の外出支援サービスを詳しくご存じない方があるというふうに聞きます。今、議員もさよさよサービスにつきましても回数が制限されているように誤解をされているのかと思うんですけれども、そういうふうな状況の中で、こうした町が実施をしております外出支援サービス、交通サービスを、より皆さんが気楽に活用していただけるように、それぞれ町民の皆さんに、よく理解していただけるようにPRもしていかなければならないかなというふうにも考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上、このご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 岡本議員。

7番（岡本義次君） そしたら、逆に伺いますけれど、タクシーの3冊というのは、十分事足りて、それ以上のほしいという方が、私、ちょっと町のほうをうろろしておったらね、よくそういう免許証返納して、そういうやつが乗りたいとかいう声を聞きますけれど、そこらへんは、それ以上にほしいという方はいらっしゃらないですか。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） いやいや、そのタクシーにつきましては、今、言いましたように制限を設けているというのは、これは1つは、タクシーの2分の1補助、かなりの高額な補助になっております。

また、片方で、さよさよサービスという運行もしているわけです。ですから、やはり利用される方も、そうした希望はあります。前は年間1冊ということで制限していましたが、3冊使えるという。これは、やはり病院に例えば通院されるにしても、大体週に1回とか、2週間に1回とかという最低のところは、やはりそうした利用に対してしていただけるように利用券を増やしていこうということで、3冊まで申請していただければ、使っていただけるようにしたわけです。

ですから、何もほかにないんでしたら、それしかないということになるんですけれども、

そうした町としては、いろいろな交通サービスの方法をそろえて、それをうまく活用しながら経費的にもある程度考えていただいて、利用する人もしてくださいということをお願いしているわけです。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 岡本議員。

7番（岡本義次君） どう言うんですか、高齢になって子供さんらと一緒に同居されておったり、また、近くに同じ町内にいらっしやって、休みの時に買い物に連れていって欲しかったり、土曜日、日曜日は病院は休みかも知りませんが、そういう銀行、ATMでおろしたり、また、駅まででも送ってくれたりする方はいいんですけど、そういう子供さんがいなくて、できない人については、やっぱり、そういう声を多分に聞くんですよ。

そしたら、やっぱり赤穂市のゆらのすけとか、たつの市のバスがずっと走っておるでしょう。そしたら、皆さんが佐用、あんなにしてほしいという声を、よく聞きますので、そこらへんについては、それは、今、町長がおっしゃったように、タクシーの分は2分の1の補助もあって、3冊までとして、それ以外は、さよさよを使ってくれということでございますけれど、さよさよでも3冊いう1つの決まりがあるんでしょう。ないんですか。それはもう、のーずらでずっと、全部使い放題ということ？

〔「そうです」と呼ぶ者あり〕

7番（岡本義次君） いや、それは…

町長（庵逄典章君） そんなこと言われたら…

7番（岡本義次君） いや、そんなこと言われたらって、ほなまあ、その、一般の町民も、ほな我々ももう1つ、その3冊いう頭があったからね、それは私、それ勉強不足で、認識悪かったとは思いますが。それは…。

そやけど、町民の方が、そういうことも含めて浸透していないんじゃないか思うんですよ。

ですから、そこらへんを、やっぱりみんなにちゃんと、どう言うんですか、ちゃんと言うてあげんと、知らない人が、まだ多分にいらっしやいます。

ですから、そういうことも含めてね…。

それと、1日おきのローテーションを、月水金を、そこの地域は、また、火木土とか、そういうような変更はできないんでしょうか。そういうことも、やっぱり1月置きか2月置きぐらいにはしてやる必要があるんじゃないかと思うんですけども、そこらへんはどうでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） この点についても、これまで、いろいろと皆さん、いろんな意見もあって、どういう方法がいいのか検討して、その都度、お話をさせていただきました。

やはり、そうした1月置きに交代してしまうとしまうと、使う時が、特に高齢者の方にとっては固定していないと、迷ってしまって、なかなか使いにくいという点もありますし、毎日ということと言われても、先ほど言いましたように、これは一方では、タクシーという事業者もあるわけで、そうした事業者にとっても、この制度というのは、法律に基づいて、こうした皆さんの同意を得て、こうした運行をしているわけです。

だから、その中においてもタクシー事業者も、非常にタクシー事業者としての経営が厳しいと。逆に言ったら、こういう制度をやめてほしいという、非常にきつい、そういう意見も、その会議の中では出ます。

しかし、長年、こうしてやってきたサービスでありますので、そうしたタクシー事業者に対する配慮も町としては助成制度をつくってしながら、町民の皆さんが、まず使っただけ、便利に使っていただける制度として、継続して維持していこうということで、運行をしているということ、この点もよく、何回も皆さんにもお願いを、理解をお願いしてきたところです。引き続き、よろしくお願ひしたいと思います。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、岡本議員。

7番（岡本義次君） それは、都市部では市バスとか神姫バスとか、それから山陽電車や阪急やJRやと通って足の確保ができるんですけど、田舎において、そういう今まで運転できておった方ができなくなった場合、当然、そういう何らかの足の確保をしてあげないと、町長らは、このさよさよとタクシーで十分できておるといふような認識なんですけれど、やはりこれから、そういう運転免許を返納されて、そういう方が増えてくると思う。そうした時に、子供さんはいないはというようなことで、ほならもう買い物難民や、それから役場へ行きたいといたり、また、病院へ行きたいといった時でも、本当に、こういう1日置きであるのはあるんですけど、やはり大変苦勞されて、みんな大分こぼされておるのか、そういう話がよくあちこち行った時に出るんですよ。

ですから、そこらへんの、やっぱり皆さんの担当課においても、そういう、ちゃんとアンケートなりとって、少しでも町民の足の確保を、やっぱりしていただきたいというのが願ひでございます。

それから、この間も前日の3時までには何か電話なっておるらしいですけど、何か、3時、ちょっと5分ほど遅れたらしいですよ。そしたらもう、あきませんということで、また、明日にしてくださいというようなことで、断られたというようなことを言うておりました。ですから、そういうようなとこの、ある程度の融通がきかんのんかいな思ったりして、そこらへんは、担当課として、どう思っておりますか。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（大永克司君） 運行形態につきましては、社協さんのほうが管理運営されておりますので、そういった担当というか補助金出しておる担当課のほうとしましては、直接、そういう苦情等は聞いておりませんので、少しちょっと、その状況がわからないとこもあります。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 岡本議員。

7番（岡本義次君） まあ、それりゃ、直接役場とか社協のほうには、そういう苦情が入っていないのかもわからんけれど、私たちには、ちゃんと入ってきて、そんなに5分ぐらいで、ある程度、明日のこの運行計画立てるのに、5分遅れたからといって、できないということはないと思うんですよ。

ですから、そこらへんの融通は、ちゃんとしてもらったり、また、お父さんが、そういうさよさよとか、タクシー券でも買っておって、それで、たまたま入院することになって、お父さんの券を使うということになったら、それもだめですよということらしいんですけど、そこらへんの融通いうのか、そこらへんも何らかの格好で、同じ嫁さんが使うんだったらあけへんのかいな。

議長（岡本安夫君） 答えれる？

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（大永克司君） 一応、このさよさよサービス、それからタクシー運賃助成券につきましても、個人個人の登録で管理させていただいて、特に、タクシー運賃なんかですと、制限も設けておりますので、その範囲でさせていただいております。

ただ、実際、一緒に同乗されるケースもございますが、一応、本人の運転手さんとも、特にタクシー運賃につきましても、運転手さんが乗車、降車の時に確認をさせていただいて、本人であるという確認のもと、負担金等利用料金を納めていただいておりますというのが現実でございます。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、岡本議員。

7番（岡本義次君） その本人が、例えばけがしたとか、病気になったとって、病院なり、そういう施設へ入った時に、10枚つづり買ってあって1回しか使ってなくて、あと9枚残っておると、そういう中で、それを奥さんが病院へ見舞いに行ったり、何かする折に、そういうあとの9枚を使って行きたいと思っておっても使われへんだというようなことも聞いております。

ですから、そういうようなところは、別に悪い、そこの人以外に使わすんじゃないかって、そういうふうな事情があって使う場合だったら、ある程度は、融通きかせてやってもらいたいと思うんですけど、それもできませんかね。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（大永克司君） さよさよサービスの利用案内にも利用される方は事前に窓口で登録が必要ということで、これまでやってきておりますので、多分、そういうことの中でやっておると思いますので、ご了承いただけたらと思います。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、岡本議員。

7番（岡本義次君） 役場は、なかなか、そういう新しい試みいうのか、ある程度の融通をきかんとこがええとこであり、悪いところでもあるんやけどな、そやけど、もう少し、やっぱり、そういう方の、身に、立場になって、やっぱり考えてやってほしいと思います。

ですから、これから高齢者が、どんどん増えてきて免許証を返納して、足の確保のこういう問題、どんどん起きてきます。

今、このさよさよサービスは、そのお家まで行って、ドア・ツー・ドアで、足の確保、お家まで迎えに行つて、送っていくというのは、素晴らしいことだとは思いますが、そやけど、まだ、これから田舎においては、やっぱりその人たちも生活されておる以上は、やっぱり国のほうに言つて、もっと、そういう国交省、足の確保、街の方と比べて、田舎にも人が住めるような状態で、やっぱり考えてもらわんとあかんと思いますので、そこらへんについても、やっぱり県なり国のほうへ言つて、そういう補助金ももっと増やしてもらふような格好の中で頑張ってもらわんとあかんと思います。

そういうことを含めて、お願いもしておきますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、2点目の質問にいたします。

ドローンを使つて町の活性化をということ、ドローンは、これから世の中でなくてはならないと思ひます。測量等に使い、航空写真、橋脚の下のひびの入つてのを見つれたり、また、郵便局や、そういうクロネコとか、そういう宅急便でも、そういう手紙や荷物をドローンで運んだりしようと思ひしております。

役場も獣害対策を、猿とか鹿でも、そういうドローンを使つてのおっぱらいができると思ひますけれど、町長は、今後、どのように活用していくのでしょうか。何か、町役場としての、これからドローンの先を読んでのこを考へていかんとあかん時が来ておると思ひますので、そこらへんについてお示しください。

議長（岡本安夫君） はい、町長、答弁お願ひします。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、岡本議員2点目のご質問でありますドローンを使つて町の活性化をということについてのご質問にお答へをさせていただきます。

まず、平成28年1月に国におきまして閣議決定をされた科学技術基本計画では、今後10年程度を見通した科学技術政策として、世界に先駆けた『超スマート社会』の実現が掲げられております。この『超スマート社会』では、ドローンが人工知能で自動飛行することも実現して、過疎地域における輸送や農業の生産管理など、将来、こういうことが実現できれば将来革新的な社会が到来するのではないかというふうにご期待がされております。

しかし、現在は『超スマート社会』実現に向けて、官民が協力して安全面の課題等の解決を模索している段階であり、町の活性化について、ドローンの自動飛行技術をすぐに取り入れるということには、非常に難しい、まだまだ、そういう段階ではないというふう

思います。

このために、現段階としては、町としては、主に災害対応等に活用することを考えているわけでございます。

災害時に、被災者支援や復旧復興事業を実施するためには、迅速で正確な情報収集することが求められております。ドローンはこの課題解決に期待できると考え、江川小学校跡地に拠点を構えた株式会社 T&T JUAVAC ドローンエキスパートアカデミー兵庫校と、昨年 10 月 11 日に、災害時等における無人航空機の運用に関する協定を締結したところでございます。この協定により、風水害や地震の被災現場などで、人が容易に立ち入れない場所や危険な場所において、映像や画像等の情報収集を要請することができるようになったところでございます。また、ドローンを用いた災害地図の作成等業務についても要請することができ、関係機関と迅速で的確な情報共有が可能となります。将来的には、JUAVAC が開発中のシステムを用い、収集したデータから測量を行い、復旧工事の積算等も行うことも期待ができて、さらに迅速な復旧復興事業への事前準備が可能となることを期待をいたしております。

また、町職員についても、ドローンを操縦する技術があれば、自ら情報収集することができるために、平成 30 年度から、町職員がドローンを操作できるよう、JUAVAC にて技術養成することも計画をしているところでございます。

以上、ご質問に対するこの場での答弁といたします。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、岡本議員、再質問。

7 番（岡本義次君） ドローンは、私、思うんですけど、役場の職員が自治会長のところへ広報なんかを持って行ったりしておると思います。そういうようなを連絡、電話だけしておいたら、広報、今からお宅へ何時ぐらいに飛ばしますからということであれば、すぐできるし、そういう役場の人件費の高い方が走り回らんでも、ずっと安くつくと思います。

それから、やっぱり橋脚の足場組んで打音検査なんかしておりますけれど、そういうようななんも、やはりドローン飛ばして、下から映すことによって、ひびが入ったのを見つれたり、また、そういう、いろいろな分野で、今言われた災害でも、人が行けないところでもやる。

それで、地籍調査も、今、盛んにやっておりますけれど、その地籍調査においても、やはりドローンを使ってやるのが、私、できると思います。

ですから、やる要素がたくさんあります。

そして、町長、今、言われた平成 30 年度から役場の職員にも、そういう習得させると、それは何名ぐらいの職員に取得いうのか、免許取らすような格好に持っていかうとしていらっしゃるのでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 試みでやっていきますから、そんなに全員の職員というわけにもいきません。

特に、今後、活用が、ある程度想定される、そうした災害時の対応、また、土木等、例

えば、橋の今言われたような点検ですよね、こういうことには既に、もう一般では使われ始めておりますし、そういうドローンの活用ということが、1つの標準仕様という形にも、今後、なつてこようかと思ひます。

そうしたことを担当する若手の技術職員、こういう職員に順次、そういう操作ができるような技術を習得させていったらと思つておりますので、初年度は2名か3名ぐらいを考へております。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、岡本議員。

7番（岡本義次君） 建設課なり農林振興課もそうですし、そういうドローン使つての猿が出てきておつぱらうのも、多分できると思ひます。

ですから、2、3名と言わず、課で3人ぐらいは、そういうドローンが使つて、すぐ対応ができるというふうに持つていつていただいたら、やはり経費的にも安くつくし、素早くできると思ひます。

将来は、ドローンの下に、ヘリコプターのようにかごつて、みんながそこへ座つて目的地、自動車じゃなくて、ドローン使つてビヨーツと飛んでいくと、そういうようなん多分できると思ひます。

ですから、やはり、そういう最新の技術の習得に、やっぱり役場としてもいち早く、そういうドローンを使つての町の活性化に努めていつていただきたいと思ひます。

それでは、3件目の分に入ります。

町の用地活用や山林の今後をどうするのかということでございます。

1、ゆう・あい・いしいが閉鎖することが決まりました。その後、その土地等については、どのようにされますか。

2つ、久崎の三菱マテリアル株式会社1万平米の跡地を、佐用町が寄附を受けております。もう3年ぐらい経ちましたけれど、その土地についてもどうされるのでしょうか。

3つ、幕山小学校跡地の活用は地元任せということになっておりますが、それについても、どのようにされますか。

4つ、三日月の折口住宅は1人の方が残つていらつしゃいますけれど、ほかのところは、もう更地になつて、いつでも使えるような状態にもなつておりますが、その分についても、どのように考へていらつしゃいますか。

それから5つ、森林組合長を置かないというのは、前にも聞きましたけれど、中国が経済的にもどんどん伸びて、そういうパレットの型枠なんかでも非常に不足しておるということで、日本の木材が切り時になつておるんですけれど、どんどん中国のバイヤーが来て買つて帰つておるということでございます。そういうことについても佐用も切り時の木材がたくさん出てきておりますが、それらのことについて、どのように考へておられるか。お示してください。

議長（岡本安夫君） はい、町長、答弁をお願いします。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、岡本議員からのご質問、数項目でありますけれども、順次お答えをさせていただきます。

まず1点目のゆう・あい・いしいが閉鎖することが決まった。その後どうするのかというご質問でございますが、みどりの健康舎ゆう・あい・いしいの指定管理をお願いをしておりました有限会社ゆう・あい・いしいは、2月25日開催の臨時社員総会において、この会社の解散を決議され、現在、有限会社の清算にかかる事務手続きに入っております。5月の下旬をめどに社員総会を開催して、清算事務決算報告書の承認を受けて、法務局へ清算終了の登記申請を、今後、行う予定となっております。

施設の今後につきましては、佐用町公の施設の指定管理者の指定等に関する条例に基づきまして、新たな指定管理候補者を公募し選定することを検討中でございます。

みどりの健康舎ゆう・あい・いしいは、石井小学校の廃校に伴い地域活性化の方策を検討する中で、地域住民の要望を盛り込み、都市住民との触れ合いの場となるようにとの思いで建設をされ、これまで地域が主体となって管理運営に携わってこられました。

こうした、この施設の生い立ちも配慮する必要があるために、地域の意向や意見が反映されるような手法をとっていきたいと考えております。

また、隣接する体育館や介護予防館、ドームなどの使用につきましては、地域住民の利便性を損なわないように留意をし、調整をしてみたいと思っております。

次に2点目の佐用町家内の旧エムシー・ファァティコム等の寄附をいただいた用地についてでございますが、当該土地につきましては、現在、普通財産として管理をしております。また、特定の用途を決めて…、この使用用途を決めているわけではありません。

今後につきましては、町による直接の利用はもとより、企業や法人・団体等による利用も含めて、この土地を有効かつ効率的な活用ができればというふうに考えており、当然、検討を継続していきたいと考えております。

次に3点目の幕山小学校跡地の活用は地元任せになっているのかということですが、幕山小学校跡地につきましては、地域での利活用方法を検討したいとの地域の、地元の意向でありましたので、公募等は行わずに幕山地域づくり協議会の運営委員会や学校跡地検討委員会において協議が、これまで行われてまいりました。

委員会においては、地域からのアンケートにより出された活用案について取り組みのできる団体や事業者を地域内で募集することとなり、その結果、地域内の方を中心とする有志のメンバーからの応募があり、平成27年7月に、運営委員会での承認を受けて、約1年間かけて有志メンバーによる協議が行われ、団体の形態は検討中ではありましたが、その呼称を「やまのいえ幕山」とし、平成29年9月に運営委員会へその事業内容についても説明がされ、11月に町のほうへも事業内容や今後の計画についての提案がありましたので、協議を開始することとなりました。

町といたしましては、先ほど申し上げました経緯について確認した上で、幕山地域の自治会長により地域の意向等について改めてお話をお聞きし、地域の団体が地域のための活動をするのことに對しては反対はしないとの意向を確認をいたしましたので、やまのいえ幕山の事業内容や収支計画に関する確認や助言をさせていただくとともに、校舎を貸し付けするための手順や形態、貸し付けの範囲や期間について現在協議を行っているところでございます。

特に、他の小学校跡地施設につきましては、議員もご存じのとおり、校舎全体を基本的に10年間無償貸付という条件にて貸付契約を行ってまいりましたが、やまのいえ幕山につきましては、これから事業を立ち上げられる意向であり、光熱水費等の費用負担が伴いますので、ひとまず校舎の一部を限定して事業に取り組んでいただき、実績を確認した上で、継続しての利用について判断をさせていただくといったような、段階を踏みながらの実施が望ましいのではないかなというふうに考えているところでございます。

次に、4点目の三日月折口住宅について、まだ現在、1人の方が残っているが、その後

どうなったのかということではありますが、その方につきましては、現在も入居を続けておられます。

入居者の方とは、これまで他の町営住宅への住みかえや空き家のあっせん等を行うなど、転居について交渉を重ねてきたところがございますが、合意には至っておりません。

町営折口住宅の敷地は全体で約 2,400 平米ありまして、三日月支所及び三日月保育園と近接していることから公共的な利用や、この土地は日当たりもよく三日月駅にも近いため、宅地分譲地としても適していると考えておりますが、現時点では具体的な利用計画は、まだ、できておりません。

今後、今、入居をされている方と移転交渉を進める一方、町有地の有効な活用についての検討を引き続いてしてまいりたいというふうに思っております。

最後に 5 点目の森林組合長を置かないのか、中国に木材がどんどん輸出されだしたということのご質問でございますが、まず、佐用郡森林組合の組合長は、森林組合理事会の中で、私が選任をされております。

当然、非常勤の組合長であります。これは、佐用郡森林組合の事業運営の考え方の中での選択肢でありまして、そのことで組合事業が停滞をしているというふうには考えておりません。

私が就任以来、事業につきましても積極的に、その事業展開を図り、昨年度は当初の目標としておりました約 1 万立方メートルの木材の搬出を行い、今年度におきましても目標も達成ができるというふうに考えて、見込みを立てており、利益についても計上しております。

ただし、どうしても、なかなか経営的にも厳しい状況でありますので、組合長の報酬を支払うというところまでは、なかなか難しい経営状況にあるということをご理解いただきたいと思っております。

次に、中国に木材がどんどん輸出されだしたということですが、そういう点について、テレビの報道等ありますけれども、近隣の木材市場へ状況を確認したところ、兵庫県から中国への輸出量が増加したという現状はないというふうに確認をいたしております。

ただ、中国への輸出は、現在、九州が主要な港となっております。また、この輸出に当たっては輸出単位は船単位の取り引きとなりまして、約少なくとも 3000 トンを 1 回に収集しなければならないというような状況だというふうに聞いております。そういう中で、国全体としての輸出量については増加をしているということでないかというふうに思います。

しかし、これらの中国への輸出されておる木材につきましては、いわゆるコンポ材と言われるような下級材の需要が高まっているということでありまして、今まではロシアが主であった下級材に対して日本の木材が安くなっているということから需要が高まっている状態で、町内材をこの下級材として九州とか積出港、鳥取のほうからも積み出しをされているということもありますけれども、そういうところまで搬出して利益を確保するということは、なかなか木材の価格から見て難しいというふうに判断をしております。

また、町のほうへも、そうした業者の方が中国へ輸出したいということで、立米当たり 8000 円前後という単価で、話をもちかけてきたことがございますけれども、立米 8,000 円というふうに、非常にこれも港につけての単価でありまして、価格が非常に安く、また、継続性も曖昧ということで、集積量や運搬費から見ても、なかなか採算に合わないという話であります。

今後、引き続き、森林林業緊急整備事業補助金等、こうした補助金の活用をしていかなければ、なかなか経営的に採算性がとれないということでありまして、町といたしましては、こうした補助金制度を活用して搬出間伐事業に取り組んだり、また、木質バイオマス燃料として活用していく方法で、今後とも、その事業の継続に取り組んでいきたいと

考えております。

当面は、こうした補助事業に取り組むためには、森林経営計画というものを立てて、その経営計画の中で団地化を行い、間伐搬出事業に取り組むということになります。

そういう中であって、その事業を行うための機材の整備とか、職員の養成、こういうことにも継続して取り組んでおりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上、質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、再質問、岡本議員。

7番（岡本義次君） 一番のゆう・あい・いしいが閉鎖することになりましたけれど、これらについては、地域の方が出資、1万円、2万円とか3万円とかかされておると聞いておりますけれど、破産した場合は、法的には何らその方たちに、その出資した金が戻るわけじゃありませんけれど、やはり、そこへ委託しておいた町長としては、道義的に、その方たちに対して、やっぱり1つのお詫びをする必要があるんじゃないかと思うんです。そこらへんについては、どのように思っているんでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 当然、個人の立場の話はできませんけれども、道義的にお詫びをしなきゃいけないと言われること、この点について、この施設をつくる時のお話から、非常に長い経過をお話していかなければ理解いただけないと思うんですけれども、町としても地域の皆さん方の要望を最大限くみ取って、地域としても、こういう施設をつくることによって、みんなで協力をして経営をしようということで、取り組んできていただいたということ、このことについて、私たちも地域の努力ということに対しては、非常に敬意を表していますし、ああして、長年、それでもできてから、もう平成13年からですね、だからもう20年近く頑張っていたいただいたわけでありまして。そういう点については、感謝をしたいというふうに思いますけれども、町が道義的にお詫びをしなきゃいけないと、これはちょっと、また、話が違うと思います。

こういうふうな状況になってきたという原因は、いろいろあると思いますけれども、町としても支援もずっと、できるだけの支援を、その間の経営的な支援もしてきましたし、それについても議会でも、いろいろと議論もあり異論もあったと思います。

しかし、町としても地域の方が一所懸命やっていたという点に対して、ご理解をいただいて、支援をしていこうということで、毎年、赤字が出た状況の中でも、何とか運営ができるように努力してきた。

ただ、これ以上、地域としても、そうした人材がないと、経営ができないというふうな状況までなれば、それは、きちっと清算をして、ただ後、町としてできることは、この後の活用について、地域で運営ができなければ、やはりもっと、いろいろな外からの人材なり、また、いろいろな方の協力も得れるように、それを町が取り組んでいくということ。そのことが町の責任ではないかなというふうに思っておりますので、私が、道義的な責任を感じて、持って、お詫びをするということではないというふうに思います。

[岡本義君 挙手]

議長（岡本安夫君） 岡本議員。

- 7番（岡本義次君） それは、役場が何らかの応援もして、金もつぎ込んできました。
しかし、地域の方も、そういうみんなで頑張るといふことで、金を1万円、2万円とか3万円、それぞれ出資されてやってきた。しかし、最終的には、行き詰って閉じることになったわけでございますけれど、やはり、そういう、その土地の所有者としての町長は、やはりある程度は、その地域の方に、この出資された金は戻りませんといふことで、一言頭ぐらいは下げる必要があるんじゃないかなと、私は、思います。
そこらへん、町長が、もうそんなんないと言われるのであれば、それでいいんかもわからんけれどね、私は、そのように思っております。
それから、その後、どのような感じで、検討はされておるんでしょうけれど、まだ、その検討いふのは、全然、何らかの頭には、こういうことやってみたいなといふようなことも、全然、出ておりませんか。そこらへんは、どんなでしょうか。

[町長 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、町長。

- 町長（庵途典章君） ゆう・あい・いしいが、そういう状況になるといふことは、いろいろと情報としては、外にも流れておりますから、それに今、変わって、あの施設を活用したいと、利用して事業を行っていききたいといふようなお話は、情報としてはいただいております。
ただ、先ほど申しましたように、やっぱり会社をつくっておりますので、これをきちっと法的にも清算をしないと、そうした新しいことには取り組めません。
だから、こうして社員総会で決議をして、公告をして、約2カ月間の公告期間が要るといふことです。
それを公告した後、最終的な解散手続きを行った上で、そうして後、その建物は町に返還を、今まで指定管理を委託していたものから返還していただいて、今度は、町として改めて、この施設の活用方法についての公募を行うなり、いろいろと情報収集して、この点については、先ほど申しましたように、地域としても、皆さんにも、こういう方が、こういう経営を考えておられるとか、その情報は地域と共有しながら取り組んでいかなきゃいけないといふことですので、そういう今、手続を行っているといふ状況ですから。

[岡本義君 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、岡本議員。

- 7番（岡本義次君） この間、栗倉の道の駅ありますね、それから上流へ1キロほど上がったところに学校が閉校になって、その学校の体育館でウナギの養殖をしておりました。そういうふうに、いろいろ石井の、ゆう・あい・いしいについても上流に、そういう企業とかありませんし、清流が流れておまして、それだけの土地があれば、やはり私、提言としては、そこでヒメマス飼ったり、近畿大学へ行って、ちょっと勉強してきて、ナマズの養殖でも、そういう1つの企業と一緒になるといふようなことが、ちょっとできないん

かなと思ったりもしています。

ヒメマスについても、真水で飼っておいたら、塩を入れたら倍ぐらい大きくなるというようにも言われておったりしていますので、やはり、そういうような農林振興課も含めて、勉強してみる必要があるのじゃないかと思ったりもしております。

検討中ということで、まだ、これから、そういう手続きが済まないことには、動き出しができないかもわかりませんが、やはり、そういう先の先にらんで勉強していただきたいと思えます。

それから、久崎の1万平米の後、3年経って、今、見ていただいたらわかるように、草が大分茂ってきました。あれ、ちょっと普通財産になっておらんだったら、総務課長にお尋ねしますけれど、1万平米、あれ固定資産税、民間だったら何ぼ入っておったですか。

〔総務課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、総務課長。

総務課長（森下 守君） 現在、非課税地、町有地でございますので、計算まではしておりませんが、家内近辺の評価額で雑種地で計算していただいて、評価額と実際価格は違いますので、それに1.4パーセント、1,000分の1.4でしたか、固定資産税を掛けていただいたらわかると思えますけれども、相当な額ではなかったかというふうには（聴取不能）けど、数字的にはちょっと、計算をしておりませんので、申し訳ありません。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 岡本議員。

7番（岡本義次君） その方は勤めて、経理されておった方も言われておりましたけれど、やはり毎年、相当な額の固定資産税を役場に払っておったということを言われております。

ですから、町長のこの答弁の中で、検討しておるということでございますが、役場、検討は好きですけど、その先が見えてこない。

やはり、こんだけ大きな立派な土地があって、国道373に併設しておるのであれば、やはり町長が頭下げてでも、私が言うように、大阪や神戸のほうの企業回ってでも、やはりどこか引っ張ってくるぐらいな感じにならんとあかんと思えます。

今、中小企業の方が、跡取りがないので、黒字経営であっても閉めざるを得んというふうに言われております。

ですから、そういう中小企業であっても、ニッチできらりと光るものがあれば、十分採算がとれるし、この間も、そういう新聞やテレビ見ておられますけれども、私、BSで、よくそういうようなんを見ておるんですけれど、やはり、そういう中小企業であっても、やっぱり、そういうところが来てくれるのであれば、50人、30人の会社でも来てもらえれば、若者が学校出ても、全部が全部、街のほうへ出て、若者がどんどんいなくなると、こういう状態がある程度は防げると思うんですけれど、その検討というのは、いつまで検討されるんですか。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） 岡本議員は、そういうふうに、いろいろな企業の誘致をしたらということ、これは、私たちも常に、そういうことは考えます。

ただ、今の現状の社会状況の中で、企業誘致ということが町の1つの昔のような形で、一番大きな課題というような、企業誘致で町を活性化するというようなことは、非常に今、現状、難しい状況です。

そうしたところに町としては、いろいろとこういう土地があるということのホームページとか、そういうところへ出しながら、そういうお話が、それは受けて待つというのは、生ぬるいと言われるかもしれませんが、じゃあ、全くやみくもに、そういうところを走り回って、私が行けと言われてたって、それだけの時間ありませんし、なかなか効率的な、そういう事業として取り組みということはできないと思いますし、町としても、企業誘致だけではなくて、公的に使える方法も考えなきゃいけませんし、あの土地は、そうした災害の中からいただいた、寄附いただいた土地ですので、地域としても有効に使えるように考えていかなきゃいけませんし、そう簡単に、じゃあ何に使いますと、何でもいからというわけにはいかないと思います。

固定資産税と言われますけれども、確かに、それは、その土地を会社が持っていたければ、いろんな面での固定資産税が入っていたとは思いますが、土地から見れば、年間、固定資産税、あそこかければ60、70万円ぐらいの固定資産税になるでしょう。課長は、わからないと言っていましたけれどもね。

でも、それは、ずっと何十年も放っておくというわけにはいきませんが、何年間の間に、やっぱり一番いい方法というのを考えていかなきゃいけないというのは、これはもう、誰が考えていただいてもご理解いただけることだと思います。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、岡本議員。

7番（岡本義次君） 今度、企画防災の久保課長らが定年ということで、聞きましたけれど、そういう方、優秀な方を、権限、副町長待遇に充ててもですね、

議長（岡本安夫君） 岡本議員、通告書に基づいた質問をお願いします。

7番（岡本義次君） いや、これ関連しておるんや。

ですから、そういう企業を引っ張ってくるように、会社とアポイントさえ取っておったら会うてくれますよ。

ですから、そういうふうなことせんと、久崎の工業団地でも6つ、7つありますけれど、大勢の若者が働きに行っています。

ですから、それは前につくって、あれつくっておってよかったなということで、今、やっぱり、これだけの土地の価値がなくなったら、土地、そういうふうなしておって、ええところありますからって、トップセールスでもやっていかんと若者が残りませんよ。

あのね、昨日もテレビ見ておったら、広島県の安芸高田市、2万9,000人が外国人をいち早く、そういう企業、雇用して残ってもらうように、自治体では一番にやったということをおっしゃっています。

ですから、そういう格好の中で、やっぱりどこも死に物狂いいうのか、町をやっ

うとした時に、そういうやっぱり斬新いうのか、先々読んでの考え方をやっていかんと、あかんと思います。

企業も中国へ全部行ったら、中国でも、あまりどう言うんですかね…

議長（岡本安夫君） 質問を的確に。

7番（岡本義次君） 人件費が高くなって、帰ってくる企業なり、まだ、カンボジアとか、ミャンマーとかアフリカのほうまで行くような時代になっておるんですけどね、そやけど、全部が全部行かないと思います。

ですから、やっぱり、そういう中で、企業、30人、50人でも働けるとこを、やっぱり、こういう家内とか、そういうようなところへ、引っ張ってくる。

折口についても、そうですよ。やっぱり、そこを早く計画出さんと、いつまでも検討、検討、検討と言って、10年検討するのかわらんけど、そこらへんが、やっぱり見えてこない。もっと早くしてもらわんと。

[町長 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） お叱りを受けましたけれども、できるだけ努力はしますし、また、当然、これは町、私が1人だけではない。それは町としてもありますし、また、こうしてお話させていただいている議員の、岡本議員も、そうした情報も、いろいろと持っておられるということです。そうした企業の進出、お話があれば、当然、議員からお話しただければ、非常にありがたい話なので、一緒になって、やっぱり取り組んでいかないと。

町がやれ、町がやれと言われても、できない部分というのは、十分にはできていないということも、それはわかりますけれども、少ない、みんなの力を合わせて、町として取り組まなきゃいけないという、そういう観点から、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

[岡本義君 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、岡本議員。

7番（岡本義次君） それは、私らも、そういう町当局のように、ある程度、金も持ってあって、そして、自分のある程度、裁量ができるのであれば、会社へ飛び込んでいってでもやらんことはないと思いますけれど、やはりそういう、町当局の方が、まず、そういうお示しをしていただかないことにはということでは。

役場職員 257人おれば三人寄れば文殊の知恵で、80からの文殊の知恵があるわけですよ。

ですから、そういう方に、やはり、いろいろな勉強をしてもらって、やっぱりちょっとでも町や村がよくなるように思っております。

三日月の折口住宅についても1人残っていらっしやって、その後についても検討ということでございますけれど、その方と話もって、一週間に1回ぐらい行ってでも、その方には得心してもらって、そして、どう言うんですか、その次の計画を立てて、こういうふうには、いつから動き出しますからというようなことも、やっぱり要るんじゃないか思うんです

よ。そこらへんは、どんなでしょう。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、商工観光課長。

商工観光課長（中石嘉勝君） 折口住宅の後に残っておられます方とは、先ほど、町長の答弁の中でありましたように、ほかの町営住宅への住みかえでありますとか、空き家のほうの紹介を行いながら移転をしていただけないかという交渉は続けてはおりますけれども、何分、高齢で、あと何年生きられるかわからん。今のところで、ずっとおりたいんやという話でございます。

昨日も、ちょっと話に行ってきたんですけれども、その時も同じような回答ということで、ちょっと、今のところ移転をしていただけるような了承が得られないという状況でございます。

議長（岡本安夫君） はい、岡本議員。

7番（岡本義次君） やっぱり、なかなか、そういう方を得心させるということは、難しいですけど、やはり根気強く足をそこへ運んで、やっぱりその人に得心してもらって、町がその方に対して、何ぼかの持ち出しが少々あったとしても、そのほかの面積2,400平米が死んだような状態になって、生かすことができないのであれば、そういう方を足しげく通ってでも得心してもらわんとあかんと思います。

そこらへんについて、しんどいと思いますけれど、どんどん、その方のもとへ足運んでください。

それから、幕山については、やまのいえということで、そういうようなん動き出したというように聞きました。

それから、5番の中国に木材輸出され出したと、そやけど、港へつけて8,000円というのは、なかなか利益も生み出されないということでございますけれど、今年、たつの市のほうで、ちょっと井戸知事と、そういう囲む会とかありまして行っておりましたら、規制緩和の中で、マンションとか、そういうようなところでも木材を使っていくように、ある程度して、ちょっとでも、そういう日本の木材が、プラスチックとか、そういう鉄骨だけじゃなくて使えるような方向に持って行きますということも言われておりましたので、やはり、そういう日本の木材が切り時になって、本当に、どうなのか、森林組合としても、町長が、その森林組合長の給料までも出るとこいってないとかいうようなことも言われますけれど、やはり佐用町としても、そういう大分、切り時の木材があろうかと思えます。そういう計画も立ててやられておりますけれど、やはり、そういうものを、どんどん佐用町においては85パーセントが山林でございますので、そこらへん、農林振興課としては、何か考えはありますか。

議長（岡本安夫君） いや、どういう質問なんですか。

7番（岡本義次君） その木材を出していくということについての。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 町長。

町長（庵途典章君） ですから、今、答弁させていただいたように、今、森林経営計画を立てて、それぞれ、順次、そういう中に作業道をつくったり、また、搬出を全部行って、また、木材ステーションにも一般的な木材も搬入をいただいて活用をしていくという、そういうことをやっております。

佐用町内、今、85パーセント言われますけれども、85パーセントもないですからね。80パーセントちょっとですから、ただ、そういう、その森林について、当然、これまでも施業して育ててきた木を資源として活用できるようにということで、今、取り組んできましたし、国としても今後、以前にもお話ししましたが、森林環境税というものも創設されて、これまで対象にならなかったような自然林、そうしたものも今後、資源として活用が何とかできるように取り組もうという、そういう方向で、今、取り組んでいるということは、十分ご存じのことと思います。

〔岡本義君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 質問時間、あと2分しか残っていませんので。

7番（岡本義次君） はいはい、わかっています。

議長（岡本安夫君） 岡本議員どうぞ。

7番（岡本義次君） 森林の環境対策費ということで、1人当たり1,000円もらって、2年後に動き出すと、国のほうも、もうそういうビジョンを描いておりますので、1つの、そういうやつに乗っかって、一緒になって、やっぱり、そういう改善いうのか、山の環境なり、その切りだしを、今、計画立てていらっしゃるんですけど、それ以上に、やっぱり立てて頑張っていたきたい。このように思います。

皆さん、この兵庫ジャーナルでご覧になったと思うんですけど、福崎町の職員が池から河童が出るようにして、観光客増えております。ですから、河童カレーとか河童サイダーとかいって、やはり役場の職員が257人いらっしゃるの、文殊の知恵出してもらって、やはりこういうふうにも1つでも佐用が活性化できるように、ひとつ頑張っていたきたいと思います。

これで質問を終わりといたします。ありがとうございました。

議長（岡本安夫君） ただ今、岡本義次君の発言は終わりました。
続いて、5番、竹内日出夫君の発言を許可します。

〔5番 竹内日出夫君 登壇〕

5番（竹内日出夫君） 5番、公明党の竹内です。

本日は、学校での心肺蘇生教育の普及推進及び突然死ゼロを目指した危機管理体制の整備についてと、ヘルプマークの早期導入についての2件の質問をさせていただきます。

ヘルプマークの早期導入については、所定の席から質問をさせていただきます。

それでは、1件目の学校での心肺蘇生教育の普及推進及び突然死ゼロを目指した危機管理体制の整備について質問いたします。

突然の心停止から救いうる命を救うためには、心肺蘇生・AEDの知識と技能を体系的に普及する必要がある学校での心肺蘇生教育はその柱となるものであります。

我が国では、平成16年に市民によるAEDの使用が認められて以降、急速にその設置が進み、AEDの使用によって救命される事例も数多く報告されています。

しかしながら、いまだなお、毎年6万人を超える方が心臓突然死で亡くなっているとともに、学校でも毎年100名近くの児童生徒の心停止が発生しております。

その中には、平成23年9月のさいたま市での小学校6年生の女子児童の事故のように、AEDが活用されず救命できなかった事例も複数報告されています。

そのような状況の中、既に、学校における心肺蘇生教育の重要性についての認識は広がりつつあり、平成29年3月に公示された中学校新学習指導要領保健体育科の保健分野では、「応急手当を適切に行うことによって、傷害の悪化を防止することができること。また、心肺蘇生法などを行うこと。」と表記されているとともに、同解説では、胸骨圧迫、AED使用などの心肺蘇生法、包帯法や止血法としての直接圧迫法などを取り上げ、実習を通して応急手当ができるようにすると明記されています。

しかしながら、全国における教育現場での現状を見ると、全児童生徒を対象にAEDの使用を含む心肺蘇生教育を行っている学校は、平成27年度実績で、小学校で4.1パーセント、中学校で28.0パーセント、高等学校でも27.1パーセントと非常に低い状況にあります。

そこで次のことについて伺います。

本町においては、年1回程度心肺蘇生とAEDに関する教育をされているとお聞きしていますが、いつでも誰でも心肺蘇生ができるように、さらに、児童生徒、教職員に対する心肺蘇生とAEDに関する教育を普及推進するとともに、学校での危機管理体制を拡充し、児童生徒の命を守るための安全な学校環境を構築することは喫緊の課題と考えますがいかがでしょうか。

2点目、本町の小中学校における児童生徒への心肺蘇生教育の現状と今後の方向性、また、学校におけるAEDの設置状況、さらには教職員へのAED講習の実施状況など具体的な取り組みも含めご答弁願います。

以上、この場からの質問といたします。

議長（岡本安夫君） はい、それでは、教育長、答弁をお願いします。

〔教育長 平田秀三君 登壇〕

教育長（平田秀三君） それでは、竹内議員からのご質問にお答えしたいと思います。

学校での心肺蘇生教育の普及推進及び突然死ゼロを目指した危機管理体制の整備についてのご質問について、お答えいたします。

まず、1点目の質問ですが、心肺蘇生法並びにAEDの使用に関する教育を普及推進させると同時に、児童生徒を守るための危機管理体制を整備し、安全な学校環境を構築する。このことにつきましては、教育委員会といたしましても大切な命を守るために非常に重要である。このように考えております。

したがいまして、心肺蘇生に関する実習、推進、及びAEDの点検、使用法の確認等については、平成28年6月「心肺蘇生法の指針2015について」、厚生省の通知ですが、また、平成29年4月「第2次学校安全の推進に関する計画について」、これは文科省の通知です。等をとおして、各学校に周知してございます。

各学校においては、年度当初に救急体制を確立及び、事故が発生した場合の応急処置、

緊急連絡先等々の確認を、速やかな対応ができるよう全職員で共通理解、年度当初にしております。

2点目の質問ですが、各校の AED の設置状況、心肺蘇生等安全教育の現状、教職員への AED 講習の実施状況についてお答えいたします。

AED の設置については、全ての小中学校に置いております。場所は、職員室であったり、わかりやすい場所に設置をしております。

安全教育及び AED の講習会につきましては、小学校においては、プール指導が始まる直前の6月下旬から7月上旬にかけて、毎年、消防署から講師を招き、保護者と教職員全員を対象にやっております。その際は、心肺蘇生と AED を使った講習でございます。

中学校におきましては、7月ごろに消防署から講師を招き、3年生もしくは学校によっては全学年を対象に救急救命講習会を実施し、その際、教職員も参加をして、講習を受けております。

学習指導要領に基づく保健体育の授業で、2年生を対象にした AED 及び心肺蘇生法については学習し、そして、その実習が3年生での講習であったり全学年での講習であると、このように佐用町では捉えております。

議員がご提案のとおり、万一の事故に備えて教職員、保護者が心肺蘇生法、AED の使用方法について繰り返し実習しておくこと、また折りに触れ、児童生徒に安全教育を行い、自分自身も他人も守れる人材を育成することは、今後も欠かすことのできないことであり、引き続き全学校における安全環境の整備に努めてまいりたいと、このように考えておるところでございます。

以上、ご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

〔竹内君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、竹内議員、再質問。

5番（竹内日出夫君） 先ほど、教育長の答弁の中で、プール前と…、年に1回されているということをお聞きしました。

これ心肺停止事案が発生すれば、これいつ発生するかわかりません。ということで、私の希望というのか言いますと、各学期、3学期ありますけれども、学期ごとに1回ぐらいしてもらったほうが対応できるんじゃないかなという感じがするんです。

回れ右の動作にしろ、何回も何回もすることによって身につくもので、この AED の心肺蘇生の講習を、そうたびたびやれというのは、時間的にも負担がかかるでしょうし、各学期に1回ぐらいだったら、取り入れる時間があるのではないかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

〔教育長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、教育長。

教育長（平田秀三君） それは、議員がご質問なのは、教職員に対して、それとも子供に対して、どちらなのでしょう。

〔竹内君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 竹内議員。

5 番（竹内日出夫君） 学校では、教職員が児童生徒を救命する場合ばかりとは限りません。従って、心肺蘇生の事案が発生した場合、第一発見者になることは、おそらく生徒、児童のほうが多いと思うんですね。だから、先生方ももちろんですけれども、生徒児童も、そういう実技を伴う講習をしていただいて、どちらもできるようにしていただきたいと思うんですね、いかがでしょう。

〔教育長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、教育長。

教育長（平田秀三君） 子供、小学生は、今の現状でいいますと、できるだけかわらしたくない。子供にはね。小学生にはね。

と言いますのも、AEDにしても非常に強い電流が流れますから、今の現場では、子供たちについては、離れろという、そういう指導。ただ、ご存じのように、救命救急の場合には、誰か来て。誰々さん、警察、消防、救急という指示をしているわけですね。そういったところでの子供たちへの訓練はできていると思っています。

ただ、実際に心肺蘇生であったり、AEDを小学生というのは、これは私は、非常に無理があるというように捉えております。

ですから、教職員についてはやっておりますし、毎年、毎年やっておりますので、言うては悪いですが、ほかの人たちよりは、かなりなれていると。特に、養護教諭なんかは、それぞれの講習の中のプロですので、消防署からも免許皆伝でもらっておりますので、誰かは必ず学校にはいます。

子供たちに、今、小学生に言っているのは、すぐに大人の先生を呼びに来なさい。呼びに行きなさい。急に発作を起こす子も現場ではおりますので、そういった教育を、現在、進めている。これは、事実です。

それから、中学校におきましては、今さっきも言いましたように、もうポチポチ3年生になるとできるだろうと。2年生で学習し、3年生で実施する。また、学校によっては、一緒にじゃあ1年生からやってみようじゃないかと、3年間かけて段階に応じて講習を受ける。その際、職員も受けておりますので、そういった形で、今…、これが100パーセント安全かと言われたら、そうではないかもわかりませんが、現状では、これでいいのかなと。これぐらいかなというところで、頑張っておるところでございます。

〔竹内君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、竹内議員。

5 番（竹内日出夫君） 私が小学時代と言いますと、もう60年ほど前になるんですけれども、その時よりも子供の成長は、おそらく早いと思います。

実際にAEDを児童に使えるというのは、教育長の話では無理だということでした。AEDは音声によって作業をするので、AEDはどんなものであるとか、それから心肺蘇生はどうするんだというようなことは、普段から知っておく必要があるのではないかなと思うんですね。

低学年の人には使うなということなんですけれども、その知識は持つておくべきではな

いかなと思うんですけれども、先生、いかがでしょう。

[教育長 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、教育長。

教育長（平田秀三君） もちろん、全然、さわるも触れるもしないというのじゃございませんので、ただ現場として、子供たちに、心肺蘇生の、児童生徒に対して、小学校1年生から6年生まで幅広いですので、実際に幼児用ののがあったりとか、子供用ののがあったり、大人用ののがあったりしますので、そういったところの知識については、高学年になれば、保健の指導の中で、授業の中で、当然、進めております。

ただ、実際、今、言われたように講習という形をとるならば、やはり小学校においては、ちょっと厳しいのかなと、あまり、そこまで無理強いをする必要性はないとは言いませんけれども、今の現状でいいのかなと。

中学生になれば、特に知ってほしいし、大人、変わった時には、やってもらわなければいけない場合も出てくるかもわかりませんので、そういったことで、今、講習、学習を進めておるといふようにご理解いただきたいと思います。

[竹内君 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、竹内議員。

5番（竹内日出夫君） その状況は、ほぼわかったつもりでおります。

しかし、年に学期に1回ぐらい、心肺蘇生とかAEDの関係、中学校がされるのがどうかと思うんですけれども、その年間3回ぐらい、各学期に1回ぐらい取り入れるということは、協議をいかがでしょうかね。

[教育長 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、教育長。

教育長（平田秀三君） 今の現状では、ちょっと考えてはいないんですけれども、また、今後、おいおいに検討はしてみますけれども、なかなか…。

今、もう1つ、ある学校では地域の防災訓練を全体でやられている地域があるんですけれども、そこでは、その中に心肺蘇生とAEDを、その防災訓練の中で一緒に取り入れてやっておられるところもありますので、そういったもの含めれば、年に2回ほどはされているのかな。全体的にはないんですけれどもね。

そういった形で、私は、幅広く、広い範囲で大人の方にもさわってもらう。地域の方にもさわってもらう。もちろん保護者は全員さわってはいるんですけれども、そういったことを重点に置いたほうがいいのではないかなというふうには考えております。以上です。

[竹内君 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、竹内議員。

5 番（竹内日出夫君） 検討するという答弁をいただきました。前向きに検討していただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

これで1点目の質問を終了いたします。

続いて、ヘルプカードの早期導入について質問をさせていただきます。

ヘルプカードの早期導入については、過去2回、平成27年3月議会と、昨年12月議会で質問をさせていただきました。

ヘルプカードとは、内部障害や難病の方、妊娠初期の方が、周囲から援助を受けやすくなるように身につけるものです。

平成29年7月にはヘルプマークが日本工業規格、JISに登録されました。

また、昨年12月25日、井戸兵庫県知事がヘルプカードの導入の記者発表をされました。これによりますと、平成30年1月から導入し、譲りあい感謝マークとあわせて啓発を実施しますとあります。

さらに、今年1月26日付の神戸新聞には、ヘルプマークは、見た目ではハンディキャップがあるとわからない人たちが身につけることで、周囲への配慮を促せるとの記事がありました。

このヘルプマークは、県内では、明石市や西宮市など4市2町で既に導入されています。県が採用している譲り合い感謝マークについては、約2万人が利用されていますが、県民だけに通用するものだと認知度が広がらないとして、ヘルプカードの導入を決められたそうです。

何らかの障害があり、周囲の手助けを必要とされていることがわかれば積極的にお手伝いすることができますし、お手伝いをした方もされた方も、さわやかな気分になるものです。

佐用町においても、障害者などの理解を深め、つながりのある地域づくりを目指して、早期のヘルプカードの導入・普及を検討されてはいかがなものかと思いますが、町長のご所見をお願いします。

議長（岡本安夫君） はい、町長、答弁をお願いします。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、竹内議員からのヘルプカードの早期導入についてのご質問にお答えをさせていただきます。

障害者などへの理解を深め、誰もがつながりのある地域づくりを目指して、早期のヘルプカード導入・普及をととのことで、12月の議会に引き続きのご質問でございますが、佐用町では障害者福祉計画策定委員会などでもヘルプマークについて説明と協議等を行ってきております。

今年に入ってから兵庫県から譲り合い感謝マークの制度改正があるため譲り合い感謝マークグッズの販売を一時中止するよう依頼がございました。

また、1月19日に開催されました県・市町懇話会においても、兵庫県からヘルプマークの配布窓口拡大につき、市町においても配布窓口設置の協力依頼がございました。県が作成するヘルプマーク及びヘルプカードについて、住民の窓口である市町に申請書の受付及び配布の依頼があり、従来からの譲りあい感謝マークとあわせて周知・啓発の協力依頼があったところです。

また、ヘルプマークは、昨年7月には、日本工業規格の案内用図記号に採用され、これが全国規格となり普及が進んでおります。

そのような状況の中で、佐用町でも、このヘルプマーク事業の導入について担当課である健康福祉課で検討を行い、①つ目に、ヘルプマークが日本工業規格に承認され、全国規格になったこと。②つ目に、兵庫県が今後、県内全域での普及を推進することなどの理由により、佐用町もこのヘルプマーク及びヘルプカードを導入について、普及・啓発を図っていくことといたしました。

ただし、ヘルプカードにつきましては、個人情報の取扱いにも影響いたしますので、これは慎重に進めていきたいと考えております。

平成 30 年 4 月から広報や受付等を開始し、本庁健康福祉課、各支所、出張所などで配布をしたいと考えております。

PR には、ホームページや町広報紙、防災無線などにより町民の皆様へ周知を図っていきたくて考えておりますが、一方で、譲り合い感謝マークの普及・啓発も、これまでどおり行っておりますので、このヘルプマークと、譲り合い感謝マークとあわせて、町民への周知・啓発を行う予定といたしております。

そういう状況にありますので、ひとつご理解を賜ればというふうに思います。

以上、ご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

〔竹内君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、竹内議員。

5 番（竹内日出夫君） 非常に前向きな、もう既に導入されることが決まったということを知って安心いたしました。

ちょっと、聞くんですけれども、ヘルプカード、ヘルプマークを必要とされる方は、町内に何人ぐらいおられるんでしょうかね。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（大永克司君） 全ての人数は把握はしておりませんが、このヘルプマークにつきましては、特に、内部的な方ということにはなっておりますが、対象者としては、配慮を必要としている方ということで、一時的な傷病等でも希望すれば使用が可能ということですので、ご希望があれば窓口で申請していただいて配布する予定にしております。

〔竹内君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、竹内議員。

5 番（竹内日出夫君） それでは、体のちょっとここが悪いやというようなことで、身体障害者何級というような制限はないわけですか。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（大永克司君） 本来の目的は義足とか人工関節をしようしているとか、内部障害や難病の方、または妊娠中の方というのが、本来の形だと思いますので、県からいただいております申請書の項目にも援助や配慮を必要する状態ということで、視覚障害であったり、聴覚障害、音声・言語障害、肢体不自由、内部障害、高次脳機能障害、その他難病、知的障害、精神障害、発達障害、妊娠中、高齢者、傷病というような形で記載されていますので、特には制限はございませんが、今、譲りあい感謝マークで、うちで150か160ぐらい出ているには聞いておりますが、特に、このヘルプマークにつきましても、こういう人でないと、障害者手帳持っていないとだめですよというのではないように県のほうから聞いております。

〔竹内君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、竹内議員。

5番（竹内日出夫君） はい、ありがとうございます。

それでは、そのヘルプマーク、ヘルプカードをもらうのには、無料でいただけるのでしょうか。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（大永克司君） 以前のその譲りあい感謝マークと言いますのは、ピンバッチであったりとか、キーホルダーというような形で1個200円か300円ぐらいで販売というような形をとっておりましたが、今回のこのヘルプマーク、カードにつきましても、県のほうから現在200人分というのか、こちらのほうへいただいております。それを、無料で配布する予定にはしております。

〔竹内君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、竹内議員。

5番（竹内日出夫君） はい、ありがとうございました。

愛知県の岡崎市では、携帯に貼ったり、市販のカードケースに入れたりして身につけるシールタイプのヘルプマークが採用されているんですけども、新たにシールタイプのヘルプマークを採用するようなことを、いわゆる検討していただけないでしょうか。どうでしょうか。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（大永克司君） 先ほど、町長の答弁にもありましたように、兵庫県の場合は、譲りあい感謝マークと併用したような形をとりたいということで、東京都の様式に、例え

ば、ヘルプカードにつきましては、兵庫県版ということで、同じようなオレンジの十字のマークの下に、譲りあい感謝マークが記載されたようなヘルプカードにもなっておりますし、それから、ヘルプマークのタグにつきましても裏面に譲りあい感謝マークのイラストが入ったシールがございまして、それを貼っていただいて簡単な記載することができるようなタイプになっておりますので、若干、基本は、東京都の取り入れられておる、このヘルプマーク、カードを取り入れてはおりますが、ちょっと、兵庫県独自のようない併用しないといけないということで、そういうようなカード、マークとなっております。

〔竹内君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、竹内議員。

5番（竹内日出夫君） これは、私の経験なんですけれども、以前、大きな駅で、待合室で待っておいたら、非常に歩きにくそうな人が歩いておられて、それで声かけたらええか、どないしようかな。断られたら気まずいしなと思ったりして声かけなかったんです。

それで、後から話す機会がありまして話したら、非常に視野が狭い人で、身体障害者手帳を持っておられたんですけれども、こういう時にヘルプマークをチラッと見たら、ああ、何かお手伝いできるのではないかな、こういう気持ちになります。

それで、お手伝いして、するほうも何か、気持ちよくなりますし、助けられたほうも、気持ちが非常にさわやかになるもので、こういうマークが必要な方には、だんだん広まって、誰でも助け合えるような町になればいいのになと思っております。

ぜひとも、また、広報のほうも町長が言われましたように周知徹底をされまして、このヘルプマークが浸透することを願って、この質問を終わります。どうもありがとうございました。

議長（岡本安夫君） 竹内議員の発言は終わりました。

お諮りします。ここで昼食等のため休憩をとりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本安夫君） ご異議なしと認めますので、ただ今から休憩をとり、再開を午後1時15分とします。

午後11時45分 休憩

午後01時15分 再開

議長（岡本安夫君） それで休憩を解き、会議を再開します。

休憩前に引き続き、一般質問を行います。

11番、石黒永剛君の発言を許可します。

〔11番 石黒永剛君 登壇〕

11番（石黒永剛君） 私は、このたび町史編纂を考えるという質問通告をいたしております。

広報誌さよう、年頭の成年の決意として、人口が減っても町の活力を維持し「子供たちが健やかに育ち、心豊かで安心して暮らせるまち、本当の豊かさや幸福が実現できる時代へと進化させていかなければならない」さらに「希望」「誇り」「元気」が持てるまちづくりを進めたいとの町長の年頭の抱負がありました。

1月4日の挨拶においても、町職員の日々の業務も、町の将来目標達成のためである。我々議員、町民各位には、その将来目標への「理解」と「協力」を願望として述べられていたと、私は理解しております。

国にも、それぞれの町にも歴史があります。歴史はその時々努力した人々の英知の汗でありその足跡であると思います。

私たちの町は、4町合併、未曾有の豪雨災害、小学校統合等とハード、ソフト面においても多くの課題をクリアしました。

これらのことや、近年義務づけられている遺跡調査、遺構保存調査により明らかになった先人の足跡も町史に追記すべきではないだろうか。

こういったことから町の成り立ちを町の時間軸の中で捉えるべきではないだろうか。そして後世に町の姿を伝えるべく町史編纂を視野に置くべき時が来ているのではないでしょうか。

経費と多くの時間を必要とする大事業であると推測されますが、利神城跡の国指定史跡決定は、多くの皆さんが、町の歴史へ耳目を傾けていただく機会となったと、私は考えております。

町史編纂について、見解を求めたいと思います。以上であります。

議長（岡本安夫君） はい、町長、答弁をお願いします。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、石黒議員からの町史編纂を考えるについてのご質問にお答えをさせていただきます。

現在、佐用町の町史は合併前の旧4町で、いずれもそれぞれ刊行をされておまして、最も早い三日月町史が昭和39年から昭和58年にかけて全7巻を、佐用町史が昭和50年から昭和57年にかけて全4巻を、上月町史が昭和63年に全1巻を、最後に南光町史が平成6年から平成15年にかけて全3巻の町史、それぞれ発行をされてきております。

さらにさかのぼると、昭和37年には久崎町史、92年前の大正15年に佐用郡史が刊行をされてきた歴史がございます。

こうした町史は、いわゆる自治体史と呼ばれるもので、それぞれの自治体の歴史を公的にまとめ上げたものでございます。これらの編纂は、町制何十周年とか、あるいは合併を契機にした記念事業というような形で開始されることが多いわけですが、その時々までの町の状況を編纂をしたものでありまして、内容的には、当然、発行以降、また、新しい歴史が生まれておりますし、また、その後、発見された情報というものも、当然、含まれておりませんし、また、その内容につきましても、当然、その後のいろいろな調査の中で訂正すべき箇所も出てまいりと思います。

そういう中で町史の役割と言うもの、ご質問のとおり町の歩みを記録にとどめるということであり、後世の人々にとっても自分の町をしっかりと知るという面で、また、町を愛し誇りを持つという面でも、この町史が果たす役割というのは大変大きい有益なものであるというふうに考えております。

ただ、古い自治体史編纂手法については課題もあり、その反省から、近年の自治体史編

纂で気をつけなければならない点が幾つか指摘をされてございます。

1つは、資料保存の問題でございます。編纂事業の過程で必ず資料調査が行われますが、編纂事業完了とともに調査された資料の保管部署が解散され、せっかく集めた資料が失われているということでございます。佐用町におきましても、残念ながら編纂時の資料はほとんど残っておりませんし、町史に書かれた内容を原資料によって確認することができなれば、まちの歴史を語る根本資料を失ったこととなります。民間所在の原資料が不明になっている場合も同様でございます。

次に、本文編だけでなく、史料編というものが必要であるということでございます。1点目の問題ともかかわりございますが、自治体史の多くには古文書や歴史的公文書などが調査利用をされるわけでありますが、良質な史料編があれば、編纂過程でどのような史料をもとにしているか明確にでき、利用者にとって利便性が格段に上がるわけであります。

3点目は、何のために編纂を行うかという方針でございます。従来は、自治体の記念事業という性格のものが多く、多くの労力を費やして発刊しても、住民に、あまり利用されない場合も少なくありません。このため、まちを知ってもらうためのツールとして、近年では読みやすさとともに、利用のしやすさを意識したものが編纂されるようになってきております。

利用とは、例えば、住民が、あるいは佐用町に関心を寄せる町外の人がまちのことを知りたい、調べたいと思った時に、まず町史を開くという行動に出るような内容を目指すということでございます。そして、何より大切なことは、広く町民に親しまれ、郷土愛を育み、協働のまちづくりや生涯学習、学校教育で活用される町史とするため、客観的で平易な記述とわかりやすい説明による編纂が求められるべきものであります。このことは言うは安く、なかなか実際には簡単ではありませんが、より深い利活用まで発展させるとなれば、資料保管とともに、そうした作業にかかわる専門職員を配置して住民等の利用に応えるということも必要となってまいります。

最後に、編纂体制の課題でございます。これまでの町史には単独の執筆者や町民有志のみの編纂執筆によるものがあります。編纂期間にも左右されますけれども、成果物としての町史には、どうしても偏りや精度の低さが目立ってまいります。このため、複数の専門家に執筆者として入ってもらうことは必須であり、近年では、大学等との連携事業として編纂が行われているところもございます。加えて編纂事務局の体制も重要であり、編纂事業は長年にわたることが通例であり、この点、いろんな面で膨大な経費がかかる点もご指摘の通りでございます。

以上のとおり、自治体史編纂の大きな問題点は、ともすれば一過性の事業に終わってしまい、未来へつなぐ連続性がない点でありました。これを克服するために、原資料を完全に保管できることが第一であり、その上で、また新たな歴史を刻むであろう未来の住民にも、再び検証可能な状態で引き継ぐことが大切だというふうに考えます。

ご質問の町史編纂ということにつきまして、こうした点に配慮しつつ、佐用町の歴史を正確に記録し、後世に伝えていくためにも、基本的には、しかるべき時期に編纂し、刊行していく必要があるということは、十分認識をいたしております。

以上、ご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

〔石黒君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、石黒議員、再質問。

11番（石黒永剛君） はい、ありがとうございました。

今、ご答弁は、私自身が想定内の答弁だったと、私自身の想定内の答弁をいただいたと思っております。

平成 17 年に 4 町合併を行いました。1 日も早い融和を町民誰しもが願い、振り返れば 12 年が過ぎました。

その間、多くの課題に直面し、また、克服もしました。早かったか遅かったか、この 10 年というものは、それぞれの思いであろうと思います。

私は、今回の町史編纂を歴史に学ぶという観点から、この一般質問を申し上げております。

初版は、先ほど述べられましたように、大正 15 年です。そして、今日、今、100 年が近くなっているというような状況です。

中に佐用町史だけを考えますと、武田町長の発議によって、昭和 50 年に発刊されたかと思えます。当時の編纂に当たられた皆さんも、存命者が非常に少なくなっております。

町史というものは、私たちの日常生活に直接関係があるのだろうかと思ってみた時に、なかっても何ら問題はないのではないかなと思いますけども、私自身、郷土史は住んでいる人の息づかいだと思います。

私は、いろんな遺跡を回ることを趣味にしておりますけれども、やはり、そこにいけば、そこに入った時だけでも、土器 1 つ手にしても、ああ弥生、縄文の時代には、こういうのがあって、その時に、生きた、生活をしていた人の息づかいというものをを感じるわけであります。

そういった意味合いから見ますと、私たちは、今日、佐用町という歴史の中の 1 ページに、この会場にいるものはおります。このことは、考えてみれば非常に責任のあることだと思うんです。言葉の一つ一つにも、やはり責任を持った言葉を吐かなければならない。そんなふうに考えております。

このたび、利神城跡が国指定になり、町の皆さんの中にも佐用町の昔に思いをはせる方もあると思えます。

1 つの例を例えますと、平福の町は、1 カ月のうちに何日か因幡街道平福というちょうちんをあげられておられます。先般も 500 人の OB 会が 300 人ほどの募集者を募って、そして歩こう会をされました。その時にも、私、平福の町の中見てくださいと。ちょうちんをあげていますからというような話をして、姫路ケーブルテレビの方は、絵に撮っていただいたと、私は思っております。

ここで佐用町史の後書きにこんなことが書いてあるわけなんです。佐用町史は、いつかまた書き改められるものであり、そうした必然性を常にもっている。なぜならばこそ、これは明日への出発点だと。人間、迷いが生じた場合、過去にさかのぼるということがあります。歴史に学ぶということがあります。その中にヒントが生まれてくると。

今朝ほどですか、岡本議員の質問の中に河童の話がありました。これは、福崎町に柳田國男という民俗学者がおられます。その人の中に河童が出てくるわけなんです。既に、福崎町の町職員が河童をテーマに取り組むという素地があったわけです。絶えず、下地があって今日があるんです。ということは、つながっているということだと思うんです。

そして、私たちは、今、ここでしなければならないのは、そういう人材を輩出していかなければならない。しかしながら、この柳田國男をはじめ西播磨に住む先人は多くがふるさと愛を述べております。そういったことを考える時に、私たちの町の子供に対するふるさと教育は、どうなっているのだろうかという質問を 1 つしたいわけでございます。教育長、よろしく願います。

議長（岡本安夫君）

教育長。

教育長（平田秀三君） 先般、石黒議員からもふるさと教育について、一度お話があったと思うんですけども、あの時にも申し上げたとおり小学校において3年生で校区を学び、4年生において町を学び、5年生において県を学び、6年生において国を学ぶと、こういう指導要領に基づいて進めておりますし、今年、平成29年4月からは各小中学校において、それぞれの校区にある遺跡、遺物、史跡等を学んだ上で卒業しようではないかということを教育委員会として各学校に提示しております。したがって、古い昔の広い歴史ではなくって、まず地元、足元をしっかりと見つめていこうということを、今、テーマにして掲げております。

ご存じのように、今朝の神戸新聞も見られたと思うんですけども、利神小学校において、6年生の子供たちが卒業を目の前にして、利神を、平福の町を探求し、1年かけて1つの作品として仕上げました。ああいったことは、地元を愛する心、子供たちが我が校、我が地域を愛することに、私はつながると、このように考えております。

私の以上、答弁とさせていただきます。

〔石黒君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、石黒議員。

11番（石黒永剛君） 今朝の神戸新聞は、私の質問に対して、教育長にいいあれが出たなと思っておりました。

佐用町も他の市町村も同様ですけども、人口の著しい減少に直面しております。このことは、先進国が全て、今、そういう悩みに遭遇している、遭遇するであろうというテーマだと思うんです。経験がない。経験がないことは弱いことだと思います。しかし、ヒントはあると思うんです。

歴史に学ぶという観点から、私は質問を申し上げておりますけれども、何とか当局の努力によって、今、行財政が安定期に、私、入っていると思うんです。佐用町がね。

こういった点からも、少し気持ちにゆとりのある時に町史編纂構想というものはあってもいいのではないかと、そういう意味で質問を通告いたしました。

いつも長い話になるんですけども、少し短いので質問させていただきます。

最近のテレビ放送で特に気がつくことの番組ですけど、番組編成において懐メロ、旅番組、それから歌でも旅情歌いうんですか、文部省唱歌とか、そういった類いの番組が非常に多いです。

ということは、これは何を意味するかということを考えてみた時に、視聴者の皆さんの中に、今日ほどふるさと志向が強くなった時は、ないのではないかなと思っております。

私たちの高校を卒業した時、年がわかりますけど、集団就職で都会へ都会へと出て行った時代です。千里ニュータウンは、その時代に建てられた。そして、今、お年寄りで1人か2人ぐらいの世帯数になっている。世帯になっているというようなことが、先だっても報じられておりました。

やはり、その時には何を思うかいうと、やはり生まれたところは、今、自分の生まれたところは、やはり生まれたところに思いをはせるということは、小さいころに自分が肌身で感じたふるさとだと思うんです。

定住促進というような形で、今、2階のフロアの商工観光課の前は、いつも冷やかすような言葉で不動産屋かというような言葉を吐くんですけども、よそからの定住者もあるようです。

しかし、定住者とともに、また、文化もつくっていかないかんというような時代になっております。

柳田國男、それから、三木露風、こういった方たちも皆、ふるさと、ふるさというようになことを文書の中に表現しております。

そこで、ちょっと、お尋ねしますけども、佐用町の歴史研究会というようなものがあるのであれば、メンバー人数と、活動状況をお知らせください。

〔教育課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 教育課長。

教育課長（谷口俊廣君） お答えをいたします。

佐用町には住民の皆さんが、自らの意思で歴史を学ぶ、歴史に学ぶ研究グループがございます。これは佐用郡地域史研究会という研究会がございまして、平成7年に発足をされました。現在、会員の方 28 名いらっしゃいまして、会費も払い、町からも幾何か補助金が出てございますが、自らの会費でもって活動をされていまして、主な活動でございますが、やはり現地調査というのが、歴史、遺構、現地を調査することが、まず、歴史を学ぶことの第一歩だということで、現地調査をされたり、あと、歴史研究に関する専門の方をお招きしての講演会をやられたり、それから何より特筆すべきことは、古文書解読ということ、ほぼ月に2回ほど、この5年以上やっております。古文書を解読するという、この非常に大変な作業をやられていますのは、やはり、議員おっしゃっているように歴史に学ぶという観点でもって、自分、我がふるさとを知りたいということでの活動を地道ながらされております。そういう現状でございます。

〔石黒君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、石黒議員。

11 番（石黒永剛君） はい、どうもありがとうございました。

ちょっと後になりましたが、町長からの答弁ではいただいたんですけども、教育長、佐用町史というものを、どのような捉え方をされていますか。

〔教育長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、教育長。

教育長（平田秀三君） 町史につきましては、町長も言われたように、それぞれの町の持つ自治体史だと思います。

自治体史ということは、自治体は、あくまでも町民が全て中心になると思いますので、町民の歴史ではないかなと、このように捉えております。

〔石黒君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、石黒議員。

11 番（石黒永剛君） 子供たちに、ふるさとに誇りを持ってというような話を、よくされま
す。

教育長、今、ふるさとの誇りって、どのようなものに捉えておられますか。

〔教育長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、教育長。

教育長（平田秀三君） 私自身でよろしいですか。

11 番（石黒永剛君） 結構です。

教育長（平田秀三君） 私のふるさとは佐用です。佐用に生まれ育って、佐用で生活してい
る。このことが、そのものまさにズバリだと、このように捉えております。

〔石黒君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、石黒議員。

11 番（石黒永剛君） この話を進めていけば、禅問答になるので、終わらせてもらいま
すけれども、佐用中学校の建学の言葉に、自分をつくる、ふる里をつくる、未来をつくる。
そして、校歌の中に、非常にいつも私、いいと思うのは、父祖に応えんという言葉があり
ます。自分は、今、一生懸命努力して、父母、先祖の思いに応えたいということだろうと、
父祖に応えんという言葉を理解しておりますけれども、自分をつくる、ふる里をつくる、明
日をつくるという、これは、いつも佐用中学校には上がっている言葉なんですけれども、
どのように解釈したらいいでしょう。

〔教育長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、教育長。

教育長（平田秀三君） まさに言葉そのものですね。自分をつくって、そして、学校教育の
中で、まず人格を高めていくと、そのことが、しいては最終的には地域をつくることにつ
ながっていく。このように捉えております。

〔石黒君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、石黒議員。

11 番（石黒永剛君） 本年度予算が審議されました。利神城跡の国指定、そしてその後の
作業、そして、そのことがまちづくりの歴史に波及する。そして、子育て支援策と、教育
予算が鮮明になってきたと思うんです。最近ね。

三河の議会報告会においても相生市の予算と佐用町の予算が同じだと。しかし、小さな
町でありながら投資した実感が無いというような説明がありました。私は、その時に、子育
て支援というような形で予算執行がなされている。子育て支援というもの、教育的な出費

は、私は投資だと思っています。いい子供を育てれば、最後は必ず返ってくると。それが、また、歴史の教えにもなるのではないかなと思います。

私は長年、人づくりはまちづくりというような観点から、今日から 23 年述べてきました。少しもその時と今も変わっていません。少し、理屈っぽくなったかなと思いますけれども、そういうようなものが目の目を見てきたなというような気持ちがしております。

歴史的なものの見方から、町の存在いうものを十分に意識していただいて、そして、これからの町政運営を期待しておきたいと思います。

これで終わります。ありがとうございました。

議長（岡本安夫君） 石黒永剛君の発言は終わりました。

続いて 2 番、千種和英君の発言を許可します。

〔2 番 千種和英君 登壇〕

2 番（千種和英君） 議席番号 2 番、千種和英でございます。

今回の一般質問は、通告に基づき 3 件の質問をさせていただきます。

まず、1 点目でございます。次世代農業モデル、佐用まなび舎農園の現状を問う。

本町の地域創生の目玉として取り組んでいる、佐用まなび舎農園の本格栽培から間もなく 1 年が経過をします。

以前よりその取り組みに関して、平成 28 年 6 月には、基幹産業を目指す農業振興の取組はという内容で。平成 28 年 12 月には、農業支援の方向性を問う。そして、平成 29 年 9 月には、佐用町の地域資源を活かした地域創生の方向性はとしまして、いろいろ方向から重ねて質問をさせていただきました。その都度、その現状については答弁をいただいております。

もちろん経営、それも栽培を伴う農業経営であるため、短期的視点だけではなく、中長期的視点が必要なことは理解しております。

それを理解した上で、その経緯・成果に関して 2 つの方向から質問をいたします。

まず、1 つ目は、農園自体の経営は計画どおりであるのか。

そして、2 つ目は、住民に直接関連する横展開の可能性についてでございます。

まず、1 つ目として、平成 29 年 9 月の答弁で、1 期目は価格下落時の出荷であったが、2 期目の秋から春先は高価格時期の出荷であり収益を確保したいとのことでありましたが、計画どおりの出荷はできたのか。また、販路として大手デパート・高級スーパーと具体的な企業名も挙げられましたが、その販路での販売は順調なのか。また、加工品の販売状況はどうなのか。

そして、2 つ目として、この事業は次世代農業のモデルプラントとして位置づけ、住民への横展開を目指し、そのために、まず、本ビジネスモデルの確立が第一ということでありましたが、どれくらいの長期計画で、現在の佐用町の遊休地や耕作放棄地での事業展開を目指しているのか。

また、また、佐用高校の農業科学科の生徒への研修の実施、インターンシップやアルバイトの受け入れ等、担い手育成への活動も積極的に行うとのことでありましたが、その実績、この春卒業生の進路の受け皿となり得ているのか、以上、こちらからの質問とさせていただきます、あとの 2 点は、議員席のほからさせていただきます。

議長（岡本安夫君） はい、町長、答弁をお願いします。

町長（庵途典章君） それでは、千種議員からのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、次世代農業モデル、佐用まなび舎農園の現状についてのご質問でございますが、三土中学校跡地を活用して、佐用・IDEC 有限責任事業組合が運営をしております佐用まなび舎農園は、平成 28 年 12 月よりトマトの定植を開始し、約 1 年余りが経過をいたしました。

農園の運営につきましては、トマトの栽培管理、作業員のシフト管理、商品のブランディングや販路開拓など農業事業の核となる業務を IDEC 株式会社において行い、町は事業の出納業務や販売促進イベントへの出展を行うなど、それぞれの役割を補完及び協力しながら運営を行っております。

また、重要事項については、概ね 2 カ月に 1 回開催をしている組合の経営会議に諮って、協議・決定をしているところでございます。

そのよう中で、1 点目のご質問でございます農園自体の経営は計画どおりであるのかということでございますが、トマトの出荷を開始した平成 29 年 4 月から、この平成 30 年 1 月までの 10 カ月間の実績について、生産高ベースで計画の約 40 パーセント、売上高ベースでは 30 パーセント程度にとどまっている現状でございます。

その要因といたしましては、初めての栽培であり、より品質の高いトマトの生産を目指したために、水をできるだけ絞った栽培を行ったことによりまして、トマトの株の成長が期待よりも下回ったこと。また、病害虫の発生によりまして、収穫期の株を一部処分しなければならぬ状態になったこと。全体として計画よりやや小さめのトマトになったこと、こういう要因が重なって生産高が減少したということでございます。

また、このような栽培状況となったために、既存販路への出荷数量の増加対応や新たな販路開拓等へも影響して、十分な営業活動を展開することができなかつたとのことでございます。

北棟の第 2 期目の栽培につきましては、8 月ごろに定植を行いまして、10 月ごろより出荷を開始をいたしました。そうした第 1 期目の結果を受けて、生産高の増加や樹勢の維持を狙った栽培を重視した結果、今度は、糖度や味の面で満足ができるトマトを栽培することができず、ブランドトマトとしての出荷を一時的に見合わせざるを得ない期間もあったということでもあります。

ただし、このころには規格外の生産物を出荷する販路を確保して、廃棄する製品が極力出ないよう販売計画の改善や販路の開拓を行ってきております。

一方、現在栽培・出荷中の第 2 期目の南棟のトマトについてでございますが、9 月から 10 月にかけて定植を行い、12 月から 1 月にかけて出荷を行っているところでありますが、この栽培については、糖度も上がり非常によい品質のものが生産できておりますので、大手百貨店向けの出荷も、また、再開をするとともに、新たな販路として阪神地域を中心に展開するスーパーの出荷も開始し、ブランドトマトとしての販売にこだわり過ぎない販売手法についても模索をしているところでございます。また、目標数値には達しておりませんが、生食用トマトの売上高については 1 月が一番多くなってきていることなど、経営環境が徐々に改善しているというふうに見ております。

また、平成 29 年 12 月開催の組合の経営会議においては、1 年間のこうした運営状況を検証、振り返り、1 年目の反省点を踏まえた栽培及び業務改善、当町の環境や栽培規模に合わせた受注計画を考慮して、当初計画を見直した平成 30 年の栽培計画について協議を行い、承認がされたところでございますが、その要旨としては、2 年目となる今期の目標として、営業利益ベースでの収支均衡を達成するということとしております。

加工品の販売状況につきましては、ギフト商品として一定のニーズがございまして、この夏のお中元向け商品としても新規に、大手百貨店の特に外商向け商品としてカタログ掲載が決定するなど販売促進を行ってきておりますが、加工コストに見合う単価でのレギュラー商品としての販売は現状では厳しい面もございまして、当面は生食での販売に注力して、加工品の製造は期間を限定して行い、数量限定商品のような形で販売する方針といたしております。

次に、2点目のご質問でございます住民に直接関連する横展開の可能性ということについてでございますが、次世代型農業のモデルプラントとして事業を開始したこの農園も、先ほど申し上げましたとおり、事業開始1年を経過した現在のところ、まだ満足できる運営状況ではございませんが、町といたしましては、まず、できる限り早期モデル事業としての確立を目指しているところでありまして、横展開を目指す上において、農園の規模も含めて十分な検討が必要だと考えております。まなび舎農園での事業展開を基礎資料として、どの程度の規模で、また、どの程度の売り上げが見込まれ、初期投資がどの程度であれば収益性のある農業事業を行えるかの事業計画の作成が不可欠でございます。

なお、IDEC といたしましても、この1年間に多くの農業事業への新規参入を目指す企業等の視察を受け入れてきているほか、プラント販売へ向けた営業活動を展開する中で、どのような農業用プラントが求められているかといったニーズも蓄積をしてきていると思っております。

まなび舎農園は、現状考えられる機能を全て盛り込んだ農園であるということを中心に、横展開を行う上でのモデルとして位置づけ、まずは、必要最低限の機能を備えた農園の提案が必要ではないかというふうに現在は考えているところでございます。

議員におかれましても身を持って経験されていることとは思いますが、市場のニーズも刻々と変化する中で、農業事業を長期的な視点で見通すことは、非常に難しい面もあるということについては、ご理解をいただいた上で、まず、先ほど申し上げましたとおり、組合としては2年目での収支均衡を目指し、3年目以降での事業ベースでの黒字化を目指すことを目標といたしております。また、横展開の事業についてもそのあたりを目途にということになるというふうに考えます。

ただし、遊休地や耕作放棄地を活用して横展開を図る場合も、組合として直接、第2弾、第3弾の農園を経営するというのではなく、あくまでも新規就農や異業種参入へ向けた契機としたり、既存の農業事業者の新たな取り組みの選択肢となるように事業を実施しておりますので、前向きに取り組もうとされる事業者様がいらっしゃった時点で、組合や町としての立場から可能な限りの支援を行ってまいりたいと考えているところでございます。

また、佐用高校農業科学科の生徒への研修事業については、地方創生加速化交付金、また、推進交付金を活用して、平成28年度に2回、平成29年度にも2回実施をいたしております。平成29年度の夏休みには約1週間インターンシップの生徒を1名受け入れたほか、アルバイトとして約1カ月間3名の生徒に働いていただきましたし、平成30年度には、希望があった場合となりますが、トライやるウィークの受け入れ事業所としてご協力をさせていただき、新しい農業の体験を通して、担い手育成へとつなげてまいりたいと考えております。

現在、農園においては生徒の進路として受け入れることはまだ、できておりませんが、農産物の1次生産を行う農園や企業からの求人は極めて少ない状況でもあるようでございますが、先生からは、農園での先進農業研修は、校内農場では経験できない貴重な学びの場であり、研修を受けた生徒からも興味や関心の高さがうかがえるとお聞きいたしております。中には、このような農園での就農を希望される生徒もいるようでございますので、将来、町において就農されるなど担い手として活躍される方々が誕生することを期待して、

今後もこうした高校との連携も密にしながら取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上、ご質問に対するこの場での答えとさせていただきます。

〔千種君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、千種議員、再質問。

2番（千種和英君） 先ほど、答弁の中にありました初年度で10カ月ということで、生産高が目標の40パーセント、売り上げにおいては30パーセントということだったんですけども、その中で、経営会議で次年度以降、計画を見直したということが、今、答弁の中でありました。

当初、やはりあいつた次世代と言いながら、あれだけの投資をした農業の経営が成り立つのは、やはりブランドのトマトをつくること。年間70トン进行予想し、そして、当初言われていました上代価格言いましたら230グラムで598円で、高級デパートで売りますよ。だから経営が成り立つんですよというのが、根本的に経営の方針が崩れてきているのかなと思うんですけれども、それでも2年目以降は、何とか、とんとんに持って行き、3年目以降は、何とか黒字経営に持って行こうというのは、見通しとしては、僕は甘いと思うんですけれども、それは問題ないんでしょうか。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、企画防災課長。

企画防災課長（久保正彦君） 確かに、今、1年目は、今言われたように、売り上げも低い、それから収穫量も低いという結果が出ておりますけれども、やっぱり、いろいろな要因が考えられたわけですね。

その中で、次のシーズンでは、夏場の土壌、夏場は高温になりますので、こういうトマトが、なかなか収穫できないということもあまして、例えば、土壌改良の期間とするとか、それから、無農薬を目指すところですけども、まずは減農薬として、農場の経営安定化を最優先するであるとか、それから労働作業のより一層の効率化を図ってコスト削減に努めるとか。それから、土づくりに重点を置いて安定した品質を確保する。それから、新しい栽培方法で、苗代等を大幅に節約をしたい。それから、結果として、次の1年は営業利益ベースで収支均衡に持ち込みたいという目標を立てておるわけでございまして、そういう中で、今も販売店としましては28カ所ぐらいに販売いたしておまして、もちろんブランドものを扱っていただいております大丸とか阪急を含めまして、あとブランド外のものもあるというような中で、こういうブランドと、それからブランド外合わせて、また、加工のジュース合わせまして収支均衡に持ち込むための努力を、今、しているというところでございます。

〔千種君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 千種議員。

2番（千種和英君） 今、答弁がございました。

当初、やっぱり事業を始められた時に、やっぱりそういったデパート、今も具体的な名前が出たんですが、実は、僕、今年、年変ってから、神戸市内の大手デパート2件はずっと数えたんですけども、7回見に行っています。

それで、また、高級スーパーと言われるところ、以前に名前を出されたところも頻繁に売り場に行くんですけども、現実、事業を始められた時には、僕も見ました。当然、買いましたし、知人へのお土産ということで、佐用のPRにも使わせていただいたんですけども、7回行かせてもろて、7回とも当然、売り場がない。これは、ちょっと流通が変わっているのかなというのを実感しております。

また、先ほど言われましたようなブランディングのトマトじゃないんですよということとされています。

今、会社のほうの関係者の方にヒアリングをしますと、新たな流通をされているということなんですけども、今の出荷先、取り扱い業者さんというのは、本当に量販のスーパーのところへの卸ということで、僕は認識をしておるんですけども、本当にそういった最初の経営判断、経営方針と全く違うほうへ、今、行っているのかな。

確かに、当然、農業のことですので、自然相手でございます。できのよい年もあれば、やはり苦勞する年もあるというのは、当然のことなんですけども、そういった元々の経営の方針が変わりながら、この事業が本当にやっつけられるのか。

それまでに僕、質問させていただいたんですけども、町長の当初の答弁にありました役割分担をしていますよ。お互いに協議をしながら事業を進めていますよということなんですけども、このIDECさんと一緒にされています太陽光発電等々は、太陽光につきましては、最初のイニシャルコスト、投資コストも当然固定でございます。あとの売電、売電先も売電価格というのも、当初から決まっておりますので、あとの不確定な要素というのは、機械の故障等々ぐらいしかないんですけども、この事業に関しましては、本当に経営を左右する。判断する部署というのが、全てIDEC側が持たれている。それは、任せてますよという答弁を、以前いただいたんですけども、これで本当にやっつけられるのかなというのが、非常に不安なんですけども、その点、どうお考えですか。

[町長 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） こうした農業事業に取り組むのに当たって、当然、リスクというものはあるだろうなど。このことは、私も申し上げました。

ただ、全く計画のないもので、行き当たりばったりでやるということではできませんし、こうした企業と一緒に言うというのは、当然、私どもは、私の判断としては、その企業が、それまで培ってきたノウハウ、経験、そういうものを導入して、一緒にやりたいと、そのことによってリスクも軽減をして、こうした事業を何とか安定した運営ができるように持っていけるのではないかと、1つの、そういう希望の中で、考え方の中で、取り組んだところなんです。

そういう中で、IDECが初めて、当然、この三土の跡地で、この作業、事業に入ったわけではなくて、それまでに、前にもご説明申し上げましたけれども、そうした新しい技術を取り入れながら、いろいろな作物の栽培を研究し、また、実証実験として福崎に農場を建設をして、そうした経験を踏まえた上で、本格的な1つの事業としてのプラントの建設に踏み切ると。

当然、町としても同じ50パーセント、50パーセントの出資という中で負担をしております。

ますけれども、そういうことは、IDEC としても会社としても、そうした 50 パーセントの投資を民間企業としてされていると。それには、当然、IDEC 側としても、IDEC の会社としての経営会議、取締役会の承認、そういうものを経て、それが承認された中で、事業として、今、進めているということであります。

そうした、一番根幹にかかわる栽培の方法、また、販路、そういうものについて、どうしても IDEC 側のほうに頼らざるを得ない。なかなか町のほうが、主導権持って、じゃあどういうふうにしたらいいということを、町と言える職員は、なかなか、そういう経験もないし、おりませんし、当然、2分の1ずつの出資をして、お互いに目指すところは一緒ですから、そういうことをして、その経験のあるところに、やはり一緒に話を聞いて、そのことについて一緒に協力していかなければならない、まあまあ事業だということで、1年間の経過を見てまいりました。

そういう中で、その計画どおり確かにいっていない。これは、私も当初から、当然、そういう状況に対しての改善、何とか早くしなきゃいけないということで、担当のほうにも指示はしておりますけれども、改善の仕方というのは、一気に植えたものが、すぐにいろんな方法に変えられるわけではない。1回定植すれば、それがやっぱり半年間ぐらいなサイクルになってきますので、そう簡単に改善方法というのが、うまく回らないという点は、あろうかと思えます。

やはり、いいものをつくりたいという希望の中で、栽培をしている、担当をしている職員においても、機械的にいろいろとデータを蓄積した中で、基本的なところは、そういうデータのもとで栽培をしているということなんですけれども、やはり実際に栽培をしてみると、そうした水の管理、肥料の管理、温度の管理、そういう点で、まだまだやってみないと結果として計画どおりいかない。

品質のいいものを、糖度の高いものをつくろうとし過ぎて、逆にいいものはできたけれども、収穫量が低いとか、どうしても大量に生産をすれば、そうした病気の発生ということも、ある意味では、これは想定はしなきゃいけないことなんでしょうと思うんですけれども、なかなか初めから、それだけ病害が発生するというところまでは、想定できていない。そういうことが発生をすると、その対処として、全て予防、農薬ではなくて、栽培、定植しているものを抜いてしまっただけで焼却してしまうと、処分すると、そういうような対応をせざるを得なかったというようなこともあり、その後、2期、3期という形で栽培をする上では、それまでのそうした経験、失敗というものを反省しながら、検証しながら改善に努めてきているということであります。

だから、販路についても、やはり、それだけの品質のものを、しっかりとしたもの安定して出さないと、やっぱり取引としては信用されないし、消費者の信頼というものを崩してしまえば、夢茜のブランドというものがなくなってしまいますから、そういう面で、その途中の製品については、トマトについては、やはりそれなりの一般的なものとしてしか販売できないような状況になったものは、それはもう、そういう販売をせざるを得ない。そういうことも、やっぱり、それは1つの商売の中では必要だと思えます。

ただ、目指すところは、やはり高品質のものを、やっぱりしっかりとつくり、ブランド化して、高価格で販売をしていかないと、こうした事業が安定した収入、収益を上げていくことは、私は、難しいと思えます。

そのへんは、当然、経営者会議の中でも目指すところは、それを目指しながら、ただ、でき上がったものが全てそういうものが 100 パーセントできるわけじゃないんで、それをほかのものも含めて、全体をやはり生産したものをむだなく販売につなげていけるような販売方法、これはこれで1つの形をつくっていかないと、そうした品質のいいものばかりを、いいところだけ出して、悪いものは処分するというようなことはできませんし、そう

いうことを、今、1年間の経験の中で、当然、現場において、いろいろと検討をして苦勞をしてくれていると思うんですけども、担当者のほうも、そういうことに対して、経営者会議等で、いろいろと IDEC からの話も当然聞いて、当面、そういう方向で、方向性の中で、引き続いて取り組んでいかなければならないというのが現状でございます。

〔千種君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、千種議員。

2番（千種和英君） 佐用町において、やっぱりこの次世代農業モデルということで、何とか、うまくいってほしいという観点から質問させていただいております。それ確認をしておいてください。

最後に、その経営自体に関してのこと、1つ質問と1つ確認をさせてください。

まず、確認事項でございます。最初の答弁にありました IDEC のほうに各企業から視察ある。その中で、どれぐらいの投資をして、どれぐらいの規模にすれば、そのプラントがビジネススペースに乗るのかというような答弁もあったんですが、これは当初のとおり、この LLP とは関係のなく、そのプラントが販売ができた時には、IDEC の事業としてされる。この LLP とは関係のない部分ですよという確認が1点。

そして、もう1点が、先ほど言いました、当然、気候もあります。マーケット、市場のいろいろな動向も変わります。そういったところでの経営に関する、やっぱり重要な判断です。どういったところに販路を求めるのか、どれぐらいの価格帯とするのか。どういった経営方針をするのかというような部分は、今までどおり、先ほど言われたように、佐用町には、そういったことにたけた職員がいないので、IDEC 側に任すというのは、今からも同じような体制でされるのか。その2点お願いします。

〔町長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） このプラント、施業機器ですね、そういうものは、規模、今は、私とこは、ああした 6,000 平米の規模のもので、今、設置されておりますけれども、それぞれ当然、そうした事業者においては、もっと小さいものから、もっと大規模なものまでの要望とか、そういうことに対して、企業としては、それに応えるために、そうした製品、装置の、プラントの改良や、また、生産というものがされます。それは、企業活動でされるので、そのことについては、LLP が一緒にやっているわけじゃないので、IDEC さんの、それは企業としての事業だというふうに、私は理解をしております。

ただ、そういうものが開発されることによって、より導入しやすく、また、そのプラント等の導入する費用が、建設費なりが安くなっていけば、また、それは導入しやすくなるわけですから、それはそれで、十分にこの農場も経営をしながら、そこから得られたノウハウ、データというものは、十分にそれが、また、新しく活用をされていくということについては、これはお互いに、これは協力をすべきところではないかなというふうに思っております。

ただ、経営的に、その IDEC さんに任せるという話ですけども、IDEC さんのほうが、そうした、いろんな民間事業者として、これまで、そういう取り組みもされてきて、かなり、そういうノウハウも持っておられるということでもあります。

ただ、それを全て任せているんじゃないかって、やはり経営者会議の中で、こういうふう
にやりたいといった時に、当然そこに、提案をされて、その中で承認をするという手続き
は必要です。

だから、何も 100 パーセント、この町側が IDEC さんの決定に全て委ねると、それに追
随するというものではありませんし、そこは、経営者、こちらとしても、担当者としても、
できる限り勉強もしてもらわなきゃ困りますし、また、1年、2年という経験も、それな
りに積んでいって、IDEC 等の話の協議の中で、町としても必要な要求、要望、必要な
ことについては、当然、申し上げていかなきゃいかんなど、そこで協議してもらわなければ、
それは困ります。それは、共同経営ですから。

[千種君 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、千種議員。

2番（千種和英君） それでは、もう1つの面からの、その横展開の部分なんですけれど
も、僕の中でも、当然これは、この次世代農業のモデルというものもあるんですけれど、
やはり住民の方が農業をされている。農業とはいつも、僕、言うんですけれども、農作業
をされている。けれども、なかなか農業としてなりわいになっていない。その中で、本当
にどうしていこうかというところを考えた時に、ほかの議員さんも一般質問でされたこと
もあると思うんですけれども、まだまだ、やはり、このモデルを佐用町で根づかし、こう
いったのを農業、今まで、ちょっと言葉間違っていたら申し訳ないんですけれども、佐用
の農業全体の方向性として、こういった方法を目指そうという考えには、いまだに変化は
ないですか。

[町長 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、町長。

町長（庵途典章君） この、今、三土で取り組んでいる、その方法、プラント、そのもの
を、そっくりそのまま根づかせるという話ではないと思うんですね。

これ、やっぱり、いろいろと研究もして、また、改良もしていかなければなりませんし、
ただ、広く農業と言っても自然相手の中で、露地栽培、また、ハウス栽培で一般、天候に
任せた農業をせざるというような、農業ではなくて、やはり集約的に、また、栽培におけ
る環境というものをコントロールをしていく。そうした、いわゆるハウス栽培ですね。や
はり、これからは、そういう計画的に栽培をし、また、天候にできるだけ左右されない、
また、品質の安定したものを生産をして、出荷をしていく体制というのは、そうしたプラ
ント、ハウス栽培というような方向で考えていくのが、やっぱり主流ではないかなという
ことを、申し上げているところです。

その1つとして、この IDEC も研究してきた、こうした制御技術なり、灌水技術として、
ナノバブルという高濃度酸素水をつくって、それを与えていくような技術というものを、
これが1つの技術として、今、考えられる。それを、今、使って、そういう方向を目指し
ているということであろうかと思います。

[千種君 挙手]

議長（岡本安夫君） はい、千種議員。

2番（千種和英君） それと、僕、非常に気になるので、何人かの、何人かと言っても全てじゃないんですけども、スタッフの方からも、いろんな話を聞かせていただいております。当然、今、これまでの質問は経営自体であったり、横展開の話聞かせていただいたんですけども、現場での就労関係、働き口が増えるよ。雇用の受け皿になるよとかいう形ででも始められたと思うんですけども、なかなか、それが当初のとおりにはいっていないだとか、なかなか現場では、次々と新たな課題が発生しているんですよというようなこと、ここでは具体的にとか、深くは申し上げませんが、そういったことは現場のほうからは声は上がってきているのでしょうか。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、企画防災課長。

企画防災課長（久保正彦君） パートさんが、自分が思ったような時間で雇用がされないというような声は聞いております。

ただ、やはりこれ就業といえますか、事業いうのか、そこで働く内容に応じて、管理者が、パートさんですので、どれぐらい必要であるかとか、そういうことは、ちゃんと説明をしながら、その雇用者、パートの従業員さんの皆さんへお示しするということ、我々も管理者に対しては指導をしておりますので、そういう声は聞いておりますが、そういうことの中で、役場としましても、パートさんの面談などもしながら、ちゃんと、意見を聞きながら前に進めていこうということをやっております。

〔千種君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、千種議員。

2番（千種和英君） はい、ぜひよろしくお願ひします。

私の勤務先も約 20 名の雇用をしておるんですけども、当然、その中には正社員もあれば、パートもあります。パートのほうが当然、時間も短い、それは、やはり雇用の時に、きっちりと条件を示して、それを納得した上での雇用関係ですので、そういった声が出るというのは、当初の話と違うのかなと思っていますので、そのへんのほうは、きっちりと地域の方々に迷惑のかからないような、運営をお願いしたいと思います。

最後に本事業における冒頭の町としての認識を、ちょっと確認させてください。

経営をするのにおいて、やはり最初 1 年目なので、想定外だったということで、いろいろ目標値を下回っているということなんですけれども、今回、本事業を、当初からの説明においては、生産から販売まで、生産という面と販売という面ですね、それを一体的なスキームを構築して、新しい次世代のモデルなんですよというような形で、説明を受けて、僕らも納得をしておりました。

今までの農業でありましたら、生産者というのは農家さんであり、その流通から販売というのは、JA を代表する大手のプラットフォームの中で農業を運営してきましたけれども、生産から販売までを全て 1 つのものとして仕組みをつくり上げるという形で、この事業に取り組んだと説明を受けておったんですけども、今現状、その販売においても、なかなか思う数字が出ない。もっと言うと、生産技術ですね、ほかの場所でも、きっちりと確

立されたものがあつたから、これだけの投資をして、次の段階へ投資をして進んだというふうに理解をしておったんですけども、それ冒頭に、今回のこの佐用のまなび舎農園も、まだ、生産としては実験段階だったのか。

それじゃなしに、今までの IDEC さんの技術が生産は全て確立されたので投資をして、新たなスキームづくりをしようとして始められたのか。

そのへんの認識はどちらかだったのかを、ちょっと教えてください。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、企画防災課長。

企画防災課長（久保正彦君） この事業は、当然、生産から販売まで、販売を確保することで生産したものが売れる。それから、その生産量もちゃんとした安定した収穫が望めるということを目指しております。

ただ、やっぱり農業ですから、味をどのようにするか。あるいは、もっとおいしいものをつくれなかと、農業というのは、ずっと追及をしていくものだと、僕は思っております。

ですから、この管理者が、水を極力控えたら甘くなる。糖度が上がるのでということをやったりしておりますので、実験ということではなくて、試みとして、新たに、新しい農業をするための試みとして、次々、探求をしていっていきながら、ちゃんとした、安定した農業の確立を目指したいと思っております。

それを目指して、出資金ちゃんととれば、これは横展開も、これはできないことではないし、実際に農業に興味を持たれているところは多いですね。

ですから、そういうような方々が、やはり農業は興味を持っているけれども、やっぱり利益がないと手を出せないというところがありますけれどもね、そういう中で、これを本当にモデル的な農場として、これからも、そういう収支均衡を目指した形のを成り立たせることで、これからの新たなといいますか、これからの農業に期待が持てるし、夢が持てるというふうに考えております。

〔千種君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 千種議員。

2番（千種和英君） 努力していただいて、安定した経営、そして雇用の受け皿、そして、横展開ができるような運営をお願いして、この質問は終わらせていただきます。

2点目の質問をさせていただきます。

町内若者の新たなビジネスモデルの当局の理解は。

本町が積極的に推進している定住促進についても重ねて質問をしてきました。

平成 26 年 9 月には、次世代を担う人材の育成について。同年 26 年 12 月には、その進捗状況についてという質問をさせていただきました。

また、加えて、それに関する情報の受発信の重要性の認識や、経済活動に関してのビジネスモデルの変革についても質問を重ねてきました。

平成 26 年 9 月の答弁の中では、若手団体の活動については報告を受け、若手職員と彼らが交流し貴重な情報や体験を得、さまざまな刺激を受け人材育成につながっているとの答弁をいただいております。

最近、町内若手、町内在住もありますし、U・I・Jターンして帰ってきた若手がさまざまなビジネスモデルで起業をしております。

例えて言えば、民泊施設を開設し、インターネットで情報を発信し外国人の利用者を集めている若手起業家もおります。

コワーキングスペースを開設するために、クラウドファンディング等で資金調達をし、町内外の人脈を駆使して新たなビジネスモデルで起業している若手もおります。

また、企業経営をしながら、第二創意的に施設園芸を創業し、その施設においては本業であるIT技術を活用して、販路も従来のプラットホームであるJA等ではなく、独自の販路であったり、海外輸出も視野に入れて、今現在、経営をされている若手もおります。

等の時代のニーズにマッチした経営者が出現しております。

本町の商工観光振興・農林業振興にも参考になるすばらしい事例ではありますが、担当部局において、そういった認識、また、そこからの学び、連携等々は考えられておりませんか。以上、お願いいたします。

議長（岡本安夫君） はい、町長、答弁。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、千種議員からの2点目の町内若手の新たなビジネスモデルへ理解についてのご質問にお答えをさせていただきます。

時代のニーズにマッチした経営者の出現として、佐用町で起業された若手のビジネスモデルを幾つかの例を挙げてご紹介をされました。

町の次世代を担う人材の育成は、商工業や農林業だけでなく移住や定住、さらに観光振興にも結びつく大切な課題であろうと思います。

こういった若い世代の起業・創業支援の1つとして、商工観光課に、中小企業者新規起業・創業支援事業補助金の対象者及び対象事業の拡大ということ、適用拡大を、現在、検討をさせております。

町内開業希望者の支援及び地域経済の活性化を目的として平成27年度から、これらを実施しており、これまで数件の補助、助成をしてきておりますけれども、今年度につきましては、そうした申し込みなり対象の事業の見込みがなかったということでもあります。

商工会への相談事例はあるものの、補助金の交付要綱を満たさなかったというようなケースが見受けられまして、そうしたものについて幅広く、やはり助成し、支援ができるように早期に検討するように、指示をしているところであります。

特に特徴的なものが、第2創業とみなされる案件。民宿・民泊などの宿泊を伴う事業や情報系のサービス業でございます。昨今の古民家再生・農村カフェ・農家民宿など時代のニーズとネット環境の充実によるものと分析できるわけではありますが、このような背景も踏まえて、商工業のみならず移住定住の促進及び観光産業の振興に資すると判断できる案件につきましては、商工会が行う事業との整合性も図りながら、適用枠の柔軟な拡大検討を前向きにしなければならないというふうに考えております。

農林業振興の観点から申しまして、千種議員のお話があるように町内外の人脈やスキルを活用した、異種業間の連携によって、新たな流通経路を構築することは、産業振興の上からも願ってもないことでございます。

佐用の地にあつて、他地域へ販路を伸ばすことができれば、農業振興に弾みをつけることも可能となることと思います。

しかし、若手農業者の就農が増えつつある状況とはいえ、大部分の農家は高齢化により、

そのような流れに乗ることが非常に難しい状況にあるというふうには言わざるを得ません。

いかに若者とのマッチングの機会を提供できるかが、非常に大きな課題だというふうに感じております。

町内でも、大型農家はある程度の独自販路は持っておられますし、海外輸出に取り組み、海外輸出ということで、海外輸出にも取り組みを考え始めた農業者もあらわれておりますけれども、町内の農業者へ、これを広げていくというのは、相当、時間が必要かと考えます。

成功例があってこそ次の展開につながるものと考えますので、商工部門と農林部門との連携強化により、1つでもそれらの成功事例をつくるように努力を重ねてまいりたいと思います。

現在、佐用もち大豆の地理的表示法の登録を進める中で、独自の販路を構築することにより、大豆の価値を高めるとともに、流通コストを低減させ、農業者等へ還元することができないか、現在、検討を進めているところでございます。

既存の流通経路では、農業振興になかなかつながらないため、独自販路の構築が必要と考えて、最終的には農産物に限らず佐用町の特産品を取り扱う仕組みや組織というものも、これも模索していかなければならないというふうに考えているところであります。

以上、ご質問に対するこの場での答弁といたします。

〔千種君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、千種議員。

2番（千種和英君） 町当局としまして、新規開業ということで、商工会を通じて、昨年は3件でしたか、成果があった。非常にこれは喜ばしいことなんですけれども、やはり、僕も長年地元で商売をさせてもらっていて、やはり今から必要なのは、新しいビジネスモデル、新しい考え方なのかなというのを痛切に感じております。

冒頭の質問でしました3つで言いますと、最初の民泊等々なんですけれども、民泊に関してもインターネットの仕組みを利用してPRです。別に広告を大きく打っているわけじゃありません。そういったところでPR、集客。また、決済まで、そこで行えるために、小さな個人でされているんですけれども、何も負荷がないですよというようなことを行っただけです。

と言うのも、この一般質問もそうですし、予算、決算の時にも、なかなか解決しないということで、いろいろと質問をさせていただいているんですけれども、町の収益施設等々の経営改善とかにも、直接このインターネットの仕組みで集客ができるとは言いませんけれども、今、どんな形でお客さんが、どんな情報をほしがっているのか。どんな仕組みを使うと、そこで人件費が抑制できるのかというようなことを、いろいろと商業、また、農林業の分野で考え学んでいくべきじゃないのかなと思うんですけれども、そのへん担当部局としては、どんな感じでしょう。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） 商工観光課長。

商工観光課長（中石嘉勝君） 集客施設のほうでは、インターネット、ホームページ等でPRとかを行っている。

それから、笹ヶ丘荘につきましては、インターネットの予約サイト、そういったものにも登録をして予約を受けているといったことは行っております。

それで、今、新しいビジネスモデルで紹介をされている件につきましても、おっしゃいましたようにインターネットで、（聴取不能）で、サイトに登録されて、そこで全て決済までやっておられるといったような事例があるということです。そういった事例が、もしほかに、そういうこと始められる方が出てくるとすれば、いいお手本というのか、見本になるのではないかなというふうに考えております。

〔千種君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、千種議員。

2番（千種和英君） 冒頭の質問の中でも言いました、コワーキングスペース、なかなか佐用の方にはわかっていただけない。

今も僕、地元で商店街の中、歩きながら、ちょっと年配の人に、ひょっとしたら、今度から、見たことないような若者がうろろするけれども、変な者じゃないから、みんなで挨拶してねという話をしているんですけども、そういったコワーキングスペース、普通に姫路、神戸へ行けば、普通のビジネスモデルなんですけれども、そういったことをする。

先ほど、町としても補助金、商工会を通じて準備をされ、活用をされているんですけども、彼においては補助金だけじゃなしに、補助金も使いながらクラウドファンディングという新しい投資の方法で仲間から資金を集めるというようなことをされております。

こういったことが世の中で主流になると同時に、先ほどの民泊をされている若手が、今、佐用町の観光協会のホームページをつくり直したと思うんですけども、非常にやはり見やすいんですね。

今までの考えでしたら、情報を発信をするからホームページをつくったらいいんですよ。いいですよって、そんな簡潔じゃないですけども、じゃなしに、どうやってら見ていただいて反応があるようにできるのか。

その中で、彼が1つやっているのは、当然、外国語表示であったり、スマートホン対応、小さな画面でも見れるようなつくり込みにしております。

彼とも話をしておりますと、観光協会のホームページ、大分、充実はさせたんなんですけれども、ここでまた、ちょっと概念が変わってくるのが、今までの佐用町の観光コンテンツ、名称、旧跡、風景、花、お祭り等々あると思うんですが、彼のところへ来る外国人等々に聞くと、普通の人々の営みを体験したい。だから、ここに滞在したい。しいて言えば、1月にするとんどづくりから、どんどに参加がしてみたいだとか、全国でも、それがすぐに本当に事業になるとは言いませんけれども、草刈りを体験して料金を払ってみたいだとか、そういった観光コンテンツというのが、非常に増えてきております。

また、そういったところに、若手のいろんな新しい考えを持ってきた仲間が集まって、地域が変わってきているという事例も、すぐお隣の美作でもございます。

当然、観光協会のホームページですので、観光協会費を払っているところに、当然、そういった情報の提供する権利があるんですけども、ちょっと、観光というのを広い視野で捉えていただいて、佐用町の歴史でありますとか、それこそ、先ほど、石黒議員がおっしゃったような、今までの歴史を売りにする。また、そういった人々の営みをするようなこと、そうなるのと、やはり、頑張っている役場職員もそうですけれども、そういった若手民間人がおもしろい意見を持っていると思うんですけども、そういったところの連携というのは考えられないですかね。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、商工観光課長。

商工観光課長（中石嘉勝君） 観光協会のほうの事務局のほうは、こちらの商工観光課のほうで事務局持っておるんですけども、その中で、特に情報発信の面でいきますと、協力隊のほうを1人配置していただいて、その協力隊のほうでフェイスブックですとか、そういったものを活用したPRのほうを行っているところでございます。

先ほど、議員も言っておられましたように、ホームページをつくる際には、スマートフォンで見れるような形ということで、観光協会のホームページの整備をし直したといったような形でございます。

それで、先ほど言われましたコワーキングスペースで、そこにまた、そういう利用されに來られた方で、そういったお考えの方がありましたら、お話しさせていただいて、できるものであれば、そういう何か、協力してできるようなことがあれば、そういったことも考えていきたいということは思っております。

〔千種君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、千種議員。

2番（千種和英君） 次々、振らせてください。農林振興課さんお願いしていいですか。

先ほどの、僕、3点目に紹介をさせていただいた農業なんですけれども、彼は、実際には本業のほうは、そのIT関係というか、機械関係の会社を経営しながら、農業関係の新しい会社を立ち上げられています。

その中で、先ほどの町長の1問目の質問にもあったように、やはり農業、路地では限界があるということで、施設園芸を始められています。

ただ、1問目のまなび舎農園と違うのは何かというと、個人の規模で可能な投資をして、農業をやっていきたい。その中で自分の個人で投資ができて、回収できるのには、どれぐらいの投資なのか。

また、JA等の大きなプラットフォームじゃなしに、自分でこだわりのある飲食店だとか、いろんなところ販路を広げられています。それこそ、海外輸出という話もしたんですけども、まだ、実現はしていませんけれども、海外のほうからも、どんなづくり方をされているので、それを見に來たいんですということで、圃場のほうへ海外からも視察に來られているような、今、状態です。

なかなか、その経営として、今、既に成り立っているのかというのは、まだ、疑問なんですけれども、やはり今後の横展開という話になりますと、いろんな地域の方々が、投資可能な農業というのにも模索する必要があるのかなと思っております。

佐用町のほうでは、そういった取り組みというのを認識されておるのか。

実を言いますと、それこそ、国家戦略特区をとられている養父市さんのほうからは、市長以下、何人の方々が、その彼の圃場を見せてほしい。どんなことに取り組んでいるんだということで、やっぱり視察にも來られておりますので、地元佐用町で民間で独自に頑張っている若者が、そういったところにおりますので、そういったところの認識があるのか。

また、そういったところに関して、それこそ、多分、彼は支援は求めていないと思うんですけども、そういったことで、横展開をするのに、どんなようなおつき合いができる

のか、意見ありましたらお願いします。

議長（岡本安夫君） 農林水産振興室長。

農林振興課農林水産振興室長（衣笠俊博君） ただ今の議員のご質問でございますけれども、農林振興課といたしましては、今、おっしゃられましたようなモデルというのは、特に、今、全国で主流になりつつあろうという新しいモデルということで取り組みのほうは、とにかく進めさせていただきたいという考え方ではおります。

その中で、実際に先ほど1問目でございますようなプラントのほうを、なかなか高価なものでございますので、なかなか進まない。そういった中で手近なものとしまして、ビニールハウスの補助とかございますけれども、あいにく補助要綱の関係から利用者等、呼びかけが、なかなか困難というところがございましたので、そのへんも要綱の見直しを踏まえて、もう少し容易に、その補助制度を利用していただける、そして、新たな作物、そういった展開が可能となるようなことを、今、考えて進めております。

それらの流通経路でございますけれども、今、町内で議員さんがおっしゃられた方は別にいたしまして、独自の販路として販売されておりますのが、有機農業をやられている方々、と言いますのは、完全に販路を持たれた中で、相当、今、面積を増やされておりますし、新たな有機農業への就農ということで、佐用町内に入って来られる方々というのが、今現在、あらわれている状況でございます。

既存の農業につきましては、認定農家を中心とした大型農家、既存の販路で流れております。

ただ、お話し中にも出ておりましたように、収益性が低いということで、大量につくって、大量に販売するというところでされているんですけれども、それぞれの方々につきましても、今、独自の販路ということで、通常で言いますと JA を通じての販路ではなく、もう少し収益性の高いところということで、それぞれが求められ始めておりますので、それに応じたようなことを検討いたしております。

町長からの答弁でもありましたように、佐用もち大豆の販路につきましても、今その JA の流通経路から、さらに展開して、生産者の価格を引き上げることによって、生産意欲を増やすことができないかということで、今、検討を始めたところでございます。

そういった状況でございますので、今後さらに新しいお話がございましたら、紹介していただければ情報収集、活用のほうへ向かわせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

〔千種君 挙手〕

議長（岡本安夫君） 千種議員。

2番（千種和英君） 質問の中で、一方的に私のほうから3点の事例を挙げさせていただいたんですけれども、やはり、この今、佐用町、なかなか大変な時期ですけれども、若者の中には新しい考え、おもしろいという言葉が適切かどうかわかりませんが、今の時代に合った考え方をしながら頑張っている青年がたくさんおります。

また、その若者だけじゃなしに、僕、実感しているのは、やっぱり、そういった考え方で、新しい流通経路とか、方法を考えた、その中の、やはり地域財産は、今まで農作業をされてきた高齢者の方々であり、この地域が全て資源となっておりますので、そういったところを上手に当局として連携をしてもらえそうな仕組みづくりをお願いしておきます。

次の質問に移らせていただきます。

中学校の部活動について問う。

平成 29 年 3 月に、中学校における部活動の実施方法は、同年 6 月に、中学生の運動競技環境について問うとの質問をし、教育長から答弁をいただきました。

その際の、私の提言と同意の提言、学校の部活動について、少子化が進んでいることなどから 1 つの学校だけで運営を続けるのは困難だとして、地域に総合型のスポーツクラブを設け複数の学校の生徒による活動を推進すべきだとする提言骨子が、国のほうでも、自由民主党スポーツ立国調査会から近く文部科学大臣に提出されるという方針の報道がありました。

意味は同じなのでありますが、地域の現状、保護者の方々、指導者の方々との検討課題はたくさんあると思いますが、その過程の必要性や運動に限らず文化活動においても同じ対応の必要性は理解をしておりますが、こういった報道を受けて教育長のほうは、どのようにお考えでしょうか。

議長（岡本安夫君） はい、教育長、答弁。

〔教育長 平田秀三君 登壇〕

教育長（平田秀三君） それでは、千種議員からの 3 番目のご質問でございます。

中学校の部活動について問うということで、お答えさせていただきます。

まず、先日報道のありました自由民主党スポーツ立国調査会から文部科学大臣に提言される方針についてでございますが、報道によりますと、学校の部活動について、少子化が進み、部員の確保が困難になること、教員が多忙になり顧問のなり手が不足していることから、1 つの学校だけで運営する従来型の発想では、部活動を維持できないため、地域に総合型のスポーツクラブを設け、複数の学校の生徒による部活動を推進すべきであるという提言案が、今後、文部科学大臣に提出される方向であるとのことでございます。

今後、文部科学省のほうから、この方針を受けて、新たな通知や制度の変更が行われる場合は、教育委員会としても対応を検討する必要があります。ただし、現段階では、詳細がわかりませんので、内容についてのコメントはひかえさせていただきます。

現在、本町の部活動に対する方針は、平成 29 年の 3 月定例議会並びに 6 月の定例議会におきまして、議員のご質問でお答えさしてもらったとおり、現行及び平成 33 年に全面実施される新学習指導要領に基づき、スポーツ及び文化等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として教育課程との関連が図られるよう留意しながら実施することでございます。

また、社会体育との連携については、昨年 3 月議会でお答えしましたように、地域のかたを部活動指導員として、学校の部活動への活用を検討すること等を検討しているところでございます。

しかし、部活動は、単に体力や技術の向上を目指したり、勝利至上主義に走ったりするものではありません。礼儀や言葉遣い、仲間づくり・学級づくり、達成感や成就感の会得、コミュニケーション力等々、学校教育の中で友人と教師間、お互いに関わり合いながら育成するものであります。そのため、校外に新たな組織を設立することは現在は考えておりません。

現段階では現行の部活動の体制を維持継続し、繰り返しになりますが学校教育の一環として実施してまいりたい、このように考えております。

以上、ご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

〔千種君 挙手〕

議長（岡本安夫君） はい、千種議員。

2番（千種和英君） ただ今、教育長から答弁がありましたように、僕自体も、当然、成果至上主義で競技の能力だけを上げてほしいという意味で言っているわけじゃないことだけご理解ください。

現在も、この佐用の町役場、庁舎前に2名の全国大会出場をお祝いし、知らせる横断幕が張られております。1名は中学生女子でバスケット、彼女は岡山の中学校でございます。1名は小学生でソフトボール、これも全国大会出場ですけれども、今現在、稲美町のソフトボールクラブに、チームに属し通っているそうです。残念ながら、一生懸命頑張っているんですけれども、2人とも佐用町在住ではありませんが、町外のチームでございます。

先ほど、教育長のほうから、繰り返しという言葉があったので、僕も使わせてください。繰り返し、僕のほうもお願いをさせてください。この提言につきましては、町当局であったり、教育委員会、学校等々に何とかしなさいというのを押しつけているつもりはございません。まず、要望がある、僕の中では地域の要望があると認識をしておるんですけれども、そういった地元の保護者の方々、また、地元の指導者の方々、そういった皆さんに協力はしていただけないか。また、今まで以上に負荷がかかりますよということをご理解をいただいた上で、現状を調査し、また、今後のあり方を検討するような、まず場だけでも持っていただけないかなということをお願い、繰り返し提言をさせていただいて、答弁は要りませんので、提言で質問とさせていただきます。以上です。

議長（岡本安夫君） 千種和英君の発言は終わりました。

お諮りします。あと4名の議員の質問が残っておりますが、これにて本日の日程は終了したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岡本安夫君） ご異議なしと認めますので、これにて本日の日程は終了します。

午後02時53分 散会